

官報

号外

昭和五十八年三月十八日

第九十八回 参議院會議録第七号

昭和五十八年三月十八日(金曜日)

午前十時二分開議

議事日程 第七号

昭和五十八年三月十八日

午前十時開議

第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、請願の件

一、故元議員上原正吉君に対し弔詞贈呈の件

一、昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案並びに製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(徳永正利君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

大鷹淑子君から海外旅行のため十七日間の請願の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。

昭和五十八年三月十八日 参議院會議録第七号

よって、許可することに決しました。

○議長(徳永正利君) さきに院議をもって永年在職議員として表彰されました元議員上原正吉君は、去る十二日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

つきましては、この際、院議をもって同君に対し弔詞を贈呈することといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。

同君に対する弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くされ特に院議をもつて永年の功勞を表彰せられさきに郵政委員長決算委員長の要職に就かれまた国務大臣としての重任にあたられられた元議員正三位勲一等上原正吉君の長逝に対しつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます。

弔詞の贈呈方は、議長において取り計らいます。

○議長(徳永正利君) この際、日程に追加して、

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案並びに製造たばこ

定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。竹下大蔵大臣。

〔国務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○国務大臣(竹下登君) ただいま議題となりました昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案について御説明申し上げます。

御承知のとおり、わが国の財政事情は一段と厳しさを加えております。このような中で、特例公債依存体質からの脱却に努めるなど、財政の対応力の回復を図ることは、今後の財政運営の緊急かつ重要な課題であると考えております。このため、政府は、昭和五十八年度予算において、歳入歳出面で徹底した見直しを行ったところであり

ます。歳出につきましては、概算要求段階で画期的なマイナスシリングを採用するとともに、その後の予算編成に当たり、聖域を設けることなく徹底した削減を行いました。その結果、昭和五十八年度の一般歳出の規模は、昭和三十年度以来初めて前年度を下回りました。

他方、歳入につきましても、厳しい財政事情にかんがみ、極力その見直しを行い、特別会計、特殊法人からの一般会計納付等、税外収入について格段の増収努力を払ったところであります。

しかしながら、これらの措置をもってしても、なお財源が不足するため、昭和五十八年度におきましては、特例公債の発行を行うこととするほか、国債費定率繰り入れ等を停止せざるを得ない

状況にあります。

本法律案は、以上申し述べましたうち、特例公債の発行等、昭和五十八年度の財政運営に必要な財源を確保し、もって国民生活と国民経済の安定に資するために必要な特別措置について定めるものであります。

すなわち、本法律案は、昭和五十八年度における特例公債の発行及び国債費定率繰り入れ等の停止について定めるとともに、同年度における自動車損害賠償責任再保険特別会計、あへん特別会計及び造幣局特別会計からの一般会計への繰り入れ並びに日本電信電話公社及び日本中央競馬会からの国庫納付の特別措置について定めております。

以上、昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案の趣旨について御説明申し上げますが、政府といたしましては、今後とも財政改革という考え方に立って、歳入歳入構造の基本的な見直しを行うこととし、特例公債依存体質からの脱却に努めるなど、財政の対応力の回復を図ってまいらる所存であります。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

租税特別措置法につきましては、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情に顧み、その整理合理化を行う一方、住宅建設、中小企業の設備投資の促進等に資するため所要の措置を講ずることとし、所要の法改正を行うことといたしましたところであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、企業関係の租税特別措置につきましては、昭和五十一年度以来連年厳しい見直しを行ってきており、その整理合理化をさらに進める余地はかなり限られていく状況にあります。昭和五十八年度におきましても、価格変動準備金の廃止年度の繰り上げを行うなど、特別償却制度及び準備金制度等の整理合理化を行うことといたしております。また、登録免許税の税率軽減措置につき

請願の件、故元議員上原正吉君に対し弔詞贈呈の件、議事日程追加の件、昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案並びに製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

昭和五十八年三月十八日 参議院会議録第七号

ましても所要の整理合理化を行うこととしたしております。

第二に、住宅取得控除制度につきましては、住宅融資の償還金等に係る控除率を七％から一八％に、その控除限度額を五万円から十五万円に引き上げる等の改善を図ることとしたしております。なお、定額控除は廃止することとしたしております。

第三に、中小企業の設備投資を促進するため、中小企業者等の機械の特別償却制度につきましては、二年限りの措置として、その対象となる機械及び装置の取得価額の合計額のうち、過去五年間の平均投資額を超える部分については、百分の十四の償却割合にかえて百分の三十の償却割合を適用する特別措置を講ずることとしたしております。

第四に、特定の基礎素材産業の構造改善に資するための措置として、特別償却制度、現物出資の場合の課税の特例、欠損金の繰越期間の特例及び合併等に係る登録免許税の課税の特例を設けることとしたしております。

第五に、自動車関係諸税につきましては、揮発油税及び地方道路税について税率の特例措置の適用期限を二年延長するほか、自動車重量税について、税率の特例措置の適用期限を二年延長するとともに、自動車検査証の有効期間が三年とされる自動車に対する税率を設けることとしたしております。

第六に、少額貯蓄等利用者カード制度につきましては、これを三年間適用しない措置を講ずることとし、また、利子配当所得の源泉分離選択課税の特例措置について、その適用期限を三年延長することとしたしております。

その他、地震防災応急対策用資産の特別償却制度の創設等を行うとともに、揮発油税及び地方道路税の特定用途免税制度等適用期限の到来する租税特別措置について、実情に応じその適用期限を延長する等所要の措置を講ずることとしたしております。

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案並びに製造たばこ定価法及び日本専売公社法の法律案並びに製造たばこ定価法及び日本専売公社法の法律案を改正する法律案について御説明申し上げます。

次に、製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

さきに申し述べましたとおり、政府におきましては、昭和五十八年度の予算編成に当たっては、歳出面において経費の徹底した節減合理化に努めるとともに、歳入面においても税外収入等につき極力見直しを行ったところであります。

その一環として、製造たばこの小売定価の適正化を図り、あわせて財政収入の確保に資するため、製造たばこの小売定価の最高価格の引き上げを行うとともに、現下の財政事情等にかんがみ昭和五十八年度及び昭和五十九年度における専売納付金の納付の特例措置を講ずることとし、所要の法改正を行うこととしたところであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、製造たばこの小売定価を改定するため、その最高価格を、紙巻たばこについては十本当たり十円、パイプたばこについては十グラム当たり十円、葉巻たばこについては一本当たり十円、それぞれ引き上げることとしたしております。

第二に、専売納付金の納付の特例措置を講ずることとし、日本専売公社は、昭和五十八事業年度及び昭和五十九事業年度については、既定の専売納付金のほか、政令で定める日以降売り渡した製造たばこの本数に〇・三四円を乗じて得た額に相当する金額を、専売納付金として、国庫に納付しなければならないこととしたしております。

以上、昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。次第でございます。(拍手)

○議長(徳永正利君) ただいまの趣旨説明に對

し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。竹田四郎君。

「竹田四郎君登壇(拍手)」

○竹田四郎君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました財源確保法案等について質問を行います。

ロンドンのOPEC臨時総会で原油の基準価格が五ドル値下げをされ、生産割当て量も適正稼働率より二割減の千七百五十万バレル・デーとなりました。原油の価格はすぐれて政治価格であつて、今日ではOPECの団結力によって高値を維持し続けてきたわけでありまして。しかし、今日、その団結力も崩れて、二十九ドルの基準価格も千七百五十万バレル・デーの制限的な生産量も守れるかどうか危ぶむ声が聞かれます。専門家の間で、二十五ドルぐらい、あるいはそれ以下にまで下がるという観測もあります。政府、特に通産省、経済企画庁はどのように見ているのか、お尋ねいたします。

第一次、第二次石油ショックが世界経済を沈滞化し、不況に追い込んだ重要な契機であつたわけでありまして。低成長に追い込まれた国際経済、そしてまた日本経済は、この五ドルの価格引き下げが活性化への大きな刺激になると期待されます。そして、自由世界のGNPの一割を占めるに至つた日本経済は世界経済の動向に強く左右される立場にあるわけでありまして、今回の原油価格の値下げには特に強い関心が持たれるところであります。

先進国、産油国、非産油途上国等どんな影響が出てくるのか。また、産油国のオイル・ドラーが各国の各分野に投資されておりますが、たとえばサウジは日本の国債を二兆七千億円も持っていると言われ、その他にもこれに匹敵する投資資金が入っていると聞かれております。もし産油国が原油価格の低落による収入欠陥を埋めるために投資をやめたり、資金を引き上げたりますようなことがあれば、あるいは債務を抱えている国々が返済

不能ということになれば、世界経済は一大パニックに襲われる心配もあるし、またOPECの分析の警告もありますが、見通しとその対応をお尋ねいたします。

常識的には、五ドルの値下げで年間二兆円に近いお金が外国へ流れずに国内の投資や消費に回るわけでありまして、成長率を〇・二あるいは〇・三％引き上げるのでありまして、本年の税収に好影響を与えることになると考えられますが、税収の伸びはどのくらいになるか、お示しをいただきたいと思ひます。

逆に、税収減が予想されるものがあります。石油税はこのままでは予定の四千二百九十億円を約六百億円も下回ることになると思われます。石油税を引き上げるのかどうか、お尋ねいたします。それとも、その分だけ代替エネルギーや省エネルギー事業の推進を緩めることにならぬかと心配されますが、どのようなお考えが明らかになっていただきたいと思ひます。

また、通産省は、電気料金について値下げをするのかどうか、エネルギーの需給見通しの見直しについてもお尋ねいたします。

第二点、去る十四日、第二次臨時行政調査会は最終答申を提出して解散いたしました。総理はかつて「行革三昧」とか、あるいは「行革と心中する」とか発言をしてまいりました。中曽根内閣の看板にもなっており、「答申の最大限尊重」を閣議決定いたしました。政府の行革に対するふらつきを察知してか、土光会長は増税なき財政再建の基本方針を引き続き堅持し、大胆に歳出削減を求めるところを強調し、「直間比率の見直しも安易に大型間接税導入の口実にしないよう慎重な表現にした」と新聞は伝えております。

ところが、大蔵省筋の答弁や見解は答申の趣旨と大分違つているように思われます。対国民所得比の租税負担率の枠が同じならば直間比率や税目には一切とらわれなくていいのだ、したがって所得減税と引きかえに間接税を導入してもいいの

だ、また、負担率の数値が示されていないから適当な数値でよいのだと考えられているようでありませんが、どんな数値を考えているのか。たとえば、二三・七％なのか、あるいは七十九年計画にありましたところの二六・五％なのか、その他の数値か、この際明確にされたものであります。

総理は、いわゆる「増税なき」をどのように解しているのか。たとえば、一兆円の所得税減税を行い、他方で一兆円の間接税を導入しても、これは増税に当たらないし、安易な直間比率の見直しにも当たらない、このようにお考えになっているのか、御答弁を願います。

大蔵大臣は、「最終的には税制の問題は権威のある政府税調があり、臨調の答申はその骨子、哲学を示している」と理解している、あるいはまた小倉税調会長は「増税なきなどというのは迷惑だ」と述べておられますが、総理もこれを是認しているかと判断してよいのか、お答えを願いたいのであります。

また、大蔵大臣は、「大型は増税に入るが、中小型は増税に入らない」とも答弁されたようでありますが、どういふ金額を基準にして区分されているのか、明確にされたものであります。それが明らかにならなければ、臨調答申を最大限に尊重するという閣議決定を行った意味は、臨調答申もまたほごに等しいということになるのであります。その意味でも、世上言われている大型間接税の導入はしないことを明らかにしてほしいものであります。

さらに答申は、「税負担の公平確保の観点」を踏まえ、申告納税制度の基盤の強化、租税特別措置の見直し等を推進すべし」としておりますが、不公平税制の是正や租税特別措置の改正をどのように進めるのか、退職給付引当金繰入限度額の適正化、受取配当の益金算入、配当課税等についても改正すべきであらうと思われま。臨調はまた、「長期的には、租税負担と社会保障負担とを合わせた全体としての対国民所得負担率は現在の三

五％程度より上昇せざるを得ない」としているのではありませんが、これは社会保障負担をかなり大幅にふやすということを政府も考えているのかどうか、御答弁を求めます。

第三の論点として、財政再建についてお尋ねいたします。

鈴木前内閣では、「五十九年度特例国債ゼロ」を財政再建の大きな目標としてきました。鈴木内閣の方針を継承したという中曽根内閣はこの方針をさらに捨て去り、臨調答申にも、特例公債依存からの脱却、中長期的に公債依存割合の縮小を述べておりますが、総理は、財政再建の内容をどのように考え、また再建の目途、時期をどう考えているのか、この際明確にすべきであります。

鈴木前内閣の「五十九年度特例国債ゼロ」は一つの努力目標、端とめであります。中曽根内閣はそういう財政再建計画を、たとえ歳入における国債依存割合を、その漸減計画を明示すべきであると思うのであります。いかがでしょうか。

さらに、国債整理基金への一般会計からの繰り入れを五十七年度、五十八年度と停止してきまして、たけれども、それ以降は一般会計からの減債基金への繰り入れが可能になるのかどうか。できないとすれば、あと数年で償還財源はゼロになってしまふ、減債基金制度は有名無実となってしまいます。この際、減債基金制度の存続の必要性を問い直してみるときではないか、御検討をいただきたいと思ひます。

次に、特例国債の償還についてお尋ねいたします。

昭和六十年以降、特例債の現金償還額は年々歳々幾何級数的に増加してまいります。一般会計から現金償還をするとなれば、大増税がない限り、要償還特例債の借りがえを行ふか、それとも特例債を新規に発行して、その資金をもって現金償還をする、実質的には借りがえをすることに

度が失われ、とめどもなく国債に依存することとなり、日銀引き受けに頼らざるを得ず、破滅の道しかありません。対策を問います。

臨調は歳出削減を徹底的にやれと言いますが、歳出削減だけでこの二年間どれだけ財政再建に役立ったでしょうか。誤った経済見通し、国内消費不況、それに加えて国際的な不況による税収不足をカバーすることはできなかったものであります。むしろ臨調不況さへ呼び込んだのであります。もちろん、過去のせい肉を落とし、新しい時代のニーズにこたえるための行政改革は必要であり、実行しなければならませんが、国際的な視野を忘れずに、まず速やかに国内景気の回復を図り、税収をふやすことが財政再建を容易にすることと思ひます。

同時に、従来の財政制度を改革することです。国の財政的な役割は景気調整、所得の再分配機能を持つ小さな中央に縮小し、地方自治体に財源を再配分して、住民福祉や地域経済、教育など住民直結の大きな地方自治体財政にして資源配分機能を行うように機能分担を明確にしていくべきではないか。そうすれば住民のニーズにこたえることができるようになると思ひます。御所見を伺いたいと思ひます。

第四に、所得税減税の内容とその実施の時期を明示すべきであると思ひます。

各党代表間の折衝で、自民党二階堂幹事長から、景気回復に寄与する規模の所得減税を五十八年度内に実施するとの合意ができていたわけでありま。五月末には先進国サミットもあるわけでありま。五月末には先進国サミットもあるわけでありま。然打ち出さなければならぬわけでありま。減税の内容、時期を本日ここで述べてほしいと思ひます。できないにいたしてしまふ、発表できる目安だけでも明確にするように要請をいたします。

第五に、専売納付金についてであります。益金からの国庫納付金の割合について配分基準

が不明確のために公社経営の合理化、責任分担も不明瞭だとして、つい数年前に納付金率を法律で明らかにしたわけでありま。今回の改正措置は前回の改正趣旨に逆行するものであり、値上げは厳しい国民生活に拍車をかけるもので、鈍化傾向の売上額をさらに減らし、経営悪化に連ならぬ。値上げはやめるべきではないか。また、昭和六十年以降はものと価格に戻すべきであつて、そのまゝ国庫や公社に帰属するというのはまことに不可解であります。

外国製たばこについても同じように値上げをするのかどうか。本年はこれについては関税を引き下げるようになってはいるが、その分は差し引くのかどうか。場合によっては日米間貿易摩擦の新たな火種になる心配が全くないのかどうか、お尋ねをいたします。

第六点は、グリーンカード制の適用延期についてであります。

昭和五十五年、竹下大蔵大臣のときに国会に提案されたもので、自民党だけの賛成多数で成立をさせたものであります。三年過ぎて、同じ竹下大蔵大臣が三年間の凍結、実際には廃止の提案をするとは無定見もはなはだしいと言わなければなりません。このために支出した莫大な経費もむだになってしまふ、その責任はまことに重大と思ひます。どのように責任を感じ、どう果たされるのか、総理及び大蔵大臣にお尋ねをいたします。

最後に、自動車賠償責任再保険特会から一般会計への繰り入れの問題であります。

この制度は、賠償責任限度額が現在わずか二千万円の低額でありまして、賠償の用に役立っておりません。まずこれを大幅に引き上げることが先決でありまして、その上に余裕があれば有効活用するのよいと思ひますが、もともとは国民のお金であり、国が無利子で借り入れることは不当であると考えます。利子を付すべきであると思ひます。

昭和五十八年三月十八日 参議院会議録第七号

また、今回、自家用乗用車の新規車検の有効期間が三年に延びたにつれて、同時に強制徴収される自動車重量税も三年分前払いということになります。政府は、この税は道路を走行する権利創設税のようなものだとして説明しておりますが、へ理屈だと思ひます。明らかに税金の前納でありますので、自賠責の保険料と同様に、相当の金利分を割り引いて徴収するのが今日の経済の常識であると存じます。大蔵大臣の御答弁を求めて、質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣(中曾根康弘君登壇、拍手)〕

○国務大臣(中曾根康弘君登壇、拍手)
お答えを申し上げます。

まず、原油価格引き下げの日本経済に対する影響と対策でございますが、原油価格がOPECの総会におきましてバレル五ドル下がることに決定しましたことは、日本経済にとりましては非常に朗報であると考えております。政府といたしましては、これが国際金融に及ぼす影響をよく注目しながら、この原油価格の引き下げを日本の景気回復のことに活用したいと考えております。

原油価格の引き下げは、たとえばガソリンや灯油の値段の低下を期待させますし、また企業における財務関係の結果に好影響をもたらすものと考えられるのでございます。総じて、物価、景気等わが国の経済に對しましては好ましい影響を与えるものと考えており、また、これは最近とみに顕著に出てきました米国の景気回復をさらに一層確実なものにするものと思われ、ECに對してもかなり好影響を及ぼすものと考えられます。

そういうような事実を踏まえまして、この石油価格の引き下げを、経済活動の活性化を促し、実質所得の向上に役立たせるように、経済運営の上において配慮してまいりたいと考えております。

次に、臨調答申におきまして「増税なき財政再建」について御質問がございました。

この「増税なき財政再建」という意味は、安易に増税を念頭に置くことなく、制度、施策の根本的

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案並びに製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

なところまでさかのぼって行財政の守備範囲を見直す等々、経費の削減というものを中心に考えながら財政再建を行おう、こういう考えであると思ひます。この「増税なき財政再建」は行政改革を推進することとしたしまして、この基本方針のもとに今後、制度、組織の改革に踏み込み、政策の根本的な見直しを行うよう提言してまいりまして、私たちもこの線に沿って政策を進めてまいりたいと思つております。

「増税なき」という言葉の中に大型間接税の導入は考えていないのかということでございますが、大型間接税の導入につきましては、具体的に検討していることもなく、また指示していることもございません。

また、財政再建につきまして新たな財政再建目標を掲げる方針があるかという御質問でございます。

前にも申し上げましたように、五十九年度特別公債脱却は困難になりましたと御説明申し上げました。しかし、財政の対応力回復を図ることは依然として重要な課題であり、私は、財政改革という新しい観点に立ちまして、歳入歳出構造自体を見直し、そして特別公債依存体質からの脱却、さらには公債依存度の引き下げに引き続き努めてまいりたいと思つております。

ただ、何年ぐらいでやるかという御質問でございますが、これは大体五年から十年の間、どの程度にそれがおさまるかという検討しているという状況でございます。中長期的な展望、指針というものをいま経済展望という名前におきまして検討していただいておりますが、これらとの整合性も考えながら今後検討を加えていくつもりでございます。

次に、特別公債に関する借りかえ問題について御質問をいただきました。

公債は国の債務でありまして、その償還を確実に行うべきことはわれわれの責任であると考えております。また、特別公債につきましては、従来

から国会答弁あるいは法律上の規定に基づきまして、借りかえはしないという方針をとっておるというのを申し上げてまいりましたが、この方針のもとに進む考え方でございます。

次に、社会福祉、産業政策等におきまして地方に分権したらどうであるかという御質問でございます。

国と地方の役割分担を見直すに当たりましては、地方自治の尊重あるいは国、地方を通ずる行政の簡素合理化の観点に立ちまして、行政の仕組みを弾力的、効率的なものに変えていく必要があらります。特に、臨調答申を踏まえまして、地方団体の自主性、自律性を十分発揮できるよう、特に住民に身近な行政はその身近な地方公共団体において執行できるように今後とも配慮してまいりたいと思ひ、国と地方の役割分担あるいは財源の調整等についても幅広く検討してまいりたいであります。

なお、補助金の整理合理化や財源、費用負担のあり方についても同じく検討してまいりたいと思ひます。

所得税減税について御質問がございました。政府は、与野党の合意を尊重し、財政改革の基本的考えを踏まえつつ、減税実施のために真剣に検討を進めてまいり所存でございます。減税の規模については、景気の動向、税収の見通し等を踏まえ、税制調査会における審議等も必要でありまして、現段階で具体的に申し上げることができないことを御理解いただきたいと思います。いずれにせよ、与野党の合意を尊重し、努力してまいり所存でございます。

次に、専売納付金の特別措置について御質問をいただきました。

たばこは、財政専売物資と位置づけられておりまして、財政の事情あるいは国民の負担の状況、公社の経営状況等を勘案して小売定価を決定する性格のものであると心得ております。五十五年の納付金率法定の際の制度改正も、国の財政上の観

点からの定価改定を禁じている趣旨のものではないと考えております。また、専売納付金の特別措置は、公社の財務状況を十分勘案して、五十八年度及び五十九年度限りの措置として行つたものでございまして、五十五年制度改正の基本を変更するものではございません。

次に、グリーンカード制について政府の責任を問うという御質問がございました。

グリーンカード制は、昭和五十五年の第九十一国会に政府提案として成立させていただいたものでございまして、その後この制度をめぐりましてさまざまな議論や経済的変化も生まれました。昨年八月、多数の議員の賛同のもとに、グリーンカード制度の五年延期法案が議員提案として提出された次第でございます。

この法案は昨年の十二月二十五日廃案となりましたが、その後の状況からいたしまして、このグリーンカード制を円滑に実施できる状況にないと思ひまして、税制調査会にお諮りをし、この際、政府提案によりグリーンカード制度を三年間凍結することとした次第でございます。しかし、これによつても、適正公平な利子配当課税の実現という政府の基本方針はいささかも変わるものではございません。

残余の御質問は担当大臣から御答弁をお願いいたします。(拍手)

〔国務大臣(竹下登君登壇、拍手)〕
○国務大臣(竹下登君登壇)
私に対する御質問にお答えを申し上げます。

まず、原油価格の引き下げそのものは産油国の經常収支をある程度悪化させる、これは当然、富の移動でございますからそういうことになるわけであります。ただ、産油国の対外資産の大部分を保有しております少数の湾岸諸国は、もともと石油収入に比して輸入額の少ない国でございますので、依然として黒字状態にあって直ちに対外資産を取り崩す必要はないのではないかと、したがってその影響は限られたものであらう、オイルマネー

の大幅な引き揚げはないであろうというふうに考えられます。

次が、国際金融危機につながるおそれはないかという点でございますが、この下落に伴う原油国の経常収支の悪化は、一方で、今度は石油輸入国の経常収支の改善をもたらす。まさに富の移動でございますので、国際金融市場に対する影響はそれほど大きくないと考えられます。

ただ、メキシコ等の産油債務累積国の経常収支を悪化させて、外貨資金繰りを悪化させる要因の一つとなりまして、これは先般来IMFの協力を得まして、これら諸国において緊縮的な財政金融が営まれつつあるなどの対応が固められておりますので、国際金融不安に結びつくというふうには考えられません。

それから税収の問題でございますが、この問題につきましましては、とにかく単純な計算をいたしますと、いわゆる石油税そのものの減収ということになりますと、これは為替レートにどのような影響が出てくるか等不確定な要因がございますが、したがって確定したことを申し上げる——しかし竹田委員御例示になりましたが、大体考えておりますのが、一ドル原油価格が下がった場合の石油税収の減少見込み百二十億円と考えると、その五倍なら、六百億円とおっしゃった数値そのものは根拠がある数字であると思えます。

それから税収がどの程度今度は増加するかという面の問題でございます。

これは、全般的には企業部門の収益が改善されるなどによりまして税収面に好影響を与えることが期待されます。しかし、まだ備蓄の状況でございますとか、あるいは需給の状況でございますとか、また効果の及ぶ時期、程度等さまざまであると考えられます。一方、産油国向けの輸出はそれだけまた減っていくというマイナス面も指摘される、こういうことでございます。さらに法人税の場合には決算期がさまざまあります。そういうことからいたしまして、いまだ予測して数字を申し上げるような段階ではない、事態の推移を十分に引きわめて把握しなければならぬと思っております。

それから今回の原油価格の引き下げ問題について、原油価格の今後の動向とか円レートの問題、それから需給動向等々内外にどういうふうに対応するかというのがいささか不確定な要因がございますので、いわば影響と、それに伴うところの減収額をカバーするための税率を引き上げるといような考え方にについては、書いてありますとおり、税制改正におきましては、「石油税について、その使途を拡大して代替エネルギー対象を含めることとし、税率をある程度引き上げることが必要」と考へるが、昭和五十五年度においては、原油価格の上昇等により相当な石油税収が見込まれるところから税率は現行のまま据え置くこととする。そういう回答が出されて、一応それが継続しておりますので、今後の問題でございます。

それからエネルギー対策費をこれによって削減するといふようなことも、これまで税収の動向を見きわめた段階で通産当局とも十分御相談すべきことでありまして、そういうことを初めから念頭に置いて対応するといふ考え方はございません。

それから次が「増税なき財政再建」、これは総理からも御答弁がございました。とにかく、このたびの本答申を見まして、これをてこととするときに糧道を断つ、こういう言葉が使われております。まさにそれを体して対応しなければならぬという哲学である、こういうふうには私も考えております。

ただ、いろいろ議論がなされておりますが、私は、臨時行政調査会はず歳出ということに対しては、臨時的な歳入といたしましては、御答申をいたしておりますが、いまだに御答申をいただいておりますが、いわゆる歳入につきましてはその哲学そのものが提示されておるというふうには理解すべきである。とはいえ、だから大型間接税はいいのなどというように短絡的な考えなどは持ってははいけません。

た検討したことも、指示を受けたことも、したこともございません。

それから不公平税制の是正というように、ついても書かれてございます。税負担の公平は、まさに納税協力を確保するために不可欠の前提でございますので、税負担の公平確保の観点から、絶えず社会経済情勢の変化に対応して今後とも必要の見直しを絶えずやっていく、こういう姿勢でございます。

それから社会保障負担の引き上げ等が示唆されております。制度的には西欧諸国に比べて遜色のないものになっております。今後さらに高齢化社会の進展や年金制度の成熟化等によって、現行制度のままで給付は増大し、これに伴って費用負担も急速に増加するものと考えられます。したがって、これらの進展に対応して、社会保障施策が長期的に安定して有効に機能するような給付の重点化でございまして、効率化でございまして、か、そして費用負担についても、それぞれ計画的に適正化を図っていく必要があるというふうには考えておるわけでございます。

それから、いわゆる五十九年度特例公債償却にかかわる新たな財政再建の目標、これは総理から詳しくお答えがございました。さらに、借換債の問題につきましても総理からお答えがございました。

そして、定率繰り入れの問題でございますが、各年度の困難な財政事情にかんがみまして、また、国債整理基金の資金繰り上公債の償還に支障のないところから五十七年及び五十八年の措置はとったわけでございまして、減債基金制度そのものを廃止する考えはございません。やはり基本的にはこれを維持していくべきであるというふうには考えております。五十九年度以降の取り扱いにつきましては、今後の財政事情、国債整理基金の状況等を勘案いたしまして、中長期的な視点を踏まえて検討すべき課題であると考えております。

中央政府と地方自治体との役割分担、これも

総理からお答えがございました。

それから所得減税の時期、規模、また、製造たばこ小売定価改定の五十五年改正の趣旨に反するではないかという質問も総理からお答えがございました。この際、そのとおりでありますとお答えしておきます。

それから専売納付金の特例措置を五十八年、五十九年両年度に限ることとしておるが、その理由いかん、これがありません。

今回の改定によりまして、公社にも一定割合の増収が見込まれることとなりますが、現時点における専売公社の損益見通しによりまして、五十八年度及び五十九年度の二年間においては、この増収分を国に納付することとしても公社損益が赤字になることはない見込まれるところから、二年間の特例措置として国への納付をお願いする、こういう考え方でございます。

それから、たばこの需要は減少傾向にあるという問題についてでございます。

今回の改定は、厳しい財政事情にかんがみ、前回の定価改定以降の物価の変動、財政専売物資としての性格等を勘案して、公社の理解と協力をいたして行うものであります。定価改定によって一時的に需要が減少することはこれは避けられないと見込まれますが、公社の営業面の努力等によって、事業経営に大きな支障を生ずるということはないというふうに理解しております。

次に、外国たばこに関する問題でございます。

今国会で御審議をお願いしております五十八年度の関税改正法案が成立して関税が引き下げられる場合には、内外製品間の価格差が縮小することが予想されますが、外国メーカーとの購入価格交渉が終わっていない現時点で、小売定価がどうなるかを明確に申し上げることはできません。

今回の法案の成立は、外国たばこの価格も一本当たり一円引き上げられることとなりますが、今回の措置は、貿易摩擦にも十分配慮して、内外製

昭和五十八年三月十八日 参議院会議録第七号

一〇四

力してもらったものじゃない。向こうが勝手に決められたもので、結果ありがたいことでありますから、これを心から押しただいて、国民みんなが幸せになるような経済政策の展開というものをやりたいというのが私の考えでございます。(拍手)

○議長(徳永正利君) 桑名義治君。

「桑名義治君登壇、拍手」

○桑名義治君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となっております昭和五十八年度財源確保法案以下三法案につきまして、総理並びに関係大臣に質問いたします。

中曽根内閣が組閣されて四カ月足らず、この間の総理の一連の発言内容は、国民に軍拡、憲法改正、そしてまた国民福祉の後退というまことに憂うべき危険なかつ暗い社会へのイメージを与え、今後わが国はこれに向けてひた走ることになるのではないかとこの不安を抱かされているのであります。

事実、新内閣による最初の予算である五十八年度予算は、防衛費の六・五増を中心、国家安全保障関連費を突出させている一方で、社会保障関係費や文教関係費あるいは地方財政関係費等の国民生活に直接関係のある経費は、軒並み実質マインス予算が組まれているではありませんか。

さらに、重大な問題は、政策運営の失敗によって、五十六年度においては戦後初めての赤字決算、続く五十七年度には六兆円余の税収欠陥が生ずるに及んで、鈴木内閣が公約してきた五十九年度赤字財政脱却を目標とする財政再建計画はあえなくも崩壊してしまつたのであります。

これを受けた中曽根内閣が提出する五十八年度予算は、新しい財政再建計画のもとにその第一歩を踏み出すものであることを国民は期待していたはずであります。ところが、政府の提出した「今後の財政改革に当たつての基本的考え方」により、後の財政改革に当たつての基本的考え方により、ますと、どのような手法によつていつまでに赤字公債依存の財政から脱却しようというのか、具体性のある内容は一つ示されておりませんが、脱却の時期と手法をお示し願いたい。

また、これまで国会に提出されてきた「財政の中期展望」も「中期試算」と名を変えて提出され、三年ないし七年後に赤字公債をゼロとするならば、それぞれ増税または歳出削減によつて調整し

なければならぬ金額は幾らになるという、あたかも民間研究機関による試算のごときものを政府の名において提出しているにすぎないのであります。また、予算提出時に新しい再建計画が間に合わなかったからといって、そのまま放置されているものではございません。いつまでに提出するのか、明確にしたいと思つた。

さらに、新しい財政再建計画を策定するに当たつては、これまでの計画がなぜ崩壊したのか、その原因が究明、分析され、その反省に立つて作成されたものでなければなりません。原因分析はすでに財政当局において行われていると思われま

す。あわせてこれをお伺いいたします。

次に、五十八年度予算の特色の一つは、税外収入依存の予算であるというところであります。五十兆円余の歳出を賄うのに税収は三十二兆円余しか期待できない。そこで、十八兆円の歳入不足を補うには公債の発行と税外収入に依存せざるを得ないが、消化面から制約の大きい公債は十三兆円台にとどめ、残りを税外収入の増収に頼ろうとしたもので、五十八年度に臨時にかき集めた金額は二兆一千五百億円に上る巨額なものであります。

議題の財源確保法案、たばこ値上げ法案は、赤字国債の発行とともに、特別会計や政府関係機関等からの税外収入をかき集めるための法案であり、これらが臨調最終答申にある特別会計や政府関係機関、特殊法人についての抜本的見直しを通じて吐き出させた税外収入ではなく、単に当面の財源調達の手段としてとられた措置であることは、なほ問題ではないと思ふ。このことについて御答弁願いたい。

また、財源確保法案においては、赤字公債の発行と国債償還のための国債費定率繰り入れを停止する措置、そして特別会計や電電公社等からの税外収入増収策が一括して一本の法案として提出されていることとあります。同じく財源調達の手段であるといえ、異質の内容を持つ措置を一括して提案することについては、五十六年度の財源確保

法案に際しても問題とされたところであります。ところが今回は、歳出削減の手段である定率繰り入れ停止の措置までを、歳入確保ないし増収策の内容を持つものに無理やり盛り込んであるではありませんか。

特に、国債費定率繰り入れ停止の措置は本年度に引き続いてとられるものであり、国民の公債政策に対する信頼を辛うじてつなぎとめてきた減債基金制度について、これを根幹から揺るがすものとして無視できない重大な問題をはらんでいるからであります。異質の内容を持つ措置を、そして重要な問題を抱えている定率繰り入れ停止措置をなぜ単独法案として提出しなかつたのか、大蔵大臣に答弁を求めます。

二年続きの繰り入れ停止措置により、これまで国債整理基金の余裕金が底をつくと見込まれていた時期が六十二年から六十一年度へと早まり、このため四年後の六十二年には現金償還しななければならない金額をそっくりそのまま予算計上しなければならないことになるわけ、その金額は、元本償還額約五兆円、利子支払い費約十兆円、合計して十五兆円に達することになります。

これで政府は、国民に安心して国債を買ってくれというキャンペーンができますか。市中消化の原則は守れますか。

現行財政法五条ただし書きで認められている国債の日銀引き受けが発動され、終戦直後の悪夢として国民の脳裏に刻み込まれている財政インフレが現実のものとなることはない保証ができますか。また、これまでの財特法、そして今回の財確法案に明記されている赤字公債の借りがえは断じて行わないと確約できるのか、総理、大蔵大臣の明確な答弁を求めます。

〔議長退席、副議長着席〕

次に、たばこ値上げについてであります。

政府の今回の値上げ理由として、たばこ定価の適正化を図るにしておりますが、その実体は、三千五百万人の喫煙者の負担増を求めることによ

り、税外収入としての専売納付金の増収をねらひとする目先の財源あさりそのものにはかなりませ

ん。五十三年度以降の減税見送りによつて実質的な増税を強いる一方で、五十五年度の前回値上げから三年を経ずしてさらに値上げを行うことは、たとえ、たばこが嗜好品であるとはいへ許されることではありません。

また、臨調は、一昨年の第一次答申で工場の統廃合などによる合理化を、さらに昨年七月の基本答申においては、専売公社の特殊会社化、民営化を打ち出しているところであり、たばこ事業はの高まり、対外摩擦の広がりなど、たばこ事業はいま新たな変革を迫られているのであります。臨調答申尊重の立場をとると言われる中曽根内閣は、今後どのようにして臨調答申を生かし、たばこ事業を改革していくかというのか。値上げを考

える前に、国民の前にこれを明らかにすべきではありませんか。明確な答弁を求めます。

最後に、税制についてであります。

政府提出の財政の中期試算によりますと、赤字財政脱却の時期を三年後の六十一年度とすると、五十九年度の要調整額は約六兆円、最も遅い時期、七年後の六十五年度としても四兆七千億円に達するものと見込まれております。五十九年度にはもはや今回のような税外収入の増収に期待をかけることはできません。だとすると、歳出削減か増税しか残された手段はないのであります。果たして五十九年度において四兆円ないし六兆円の歳出削減ができるかと考えておられるのかどうか、お伺いしたい。

また、三月十四日の臨調最終答申では、「増税なき財政再建」を堅持すべきことが強調されているのであります。臨調答申の「増税なき」の定義はまことにあいまいかつ不明瞭であります。「全体としての租税負担率の上昇をもたらすような税制上の新たな措置を基本的にはとらない」という官僚の作文は、いかようにも解釈できるものであり、所得税を減税するかわりに付加価値税を導入

昭和五十八年三月十八日 参議院會議録第七号

するなどの詭弁を弄する国会発言がこれまでにも何回か行われているのであります。この際、総理、大蔵大臣は、将来増税の必要があると考えているならば、その時期と方法を国民に明確に訴え、国民の選択にゆだねるべきではないでしょうか。

政府は、五十三年度以降六年間も所得税減税を見送り、このため給与所得者を中心に所得税負担は激増、国民生活抑圧の大きな原因となっております。公明党は、消費支出を維持し、内需振興を図る意味においても所得税減税の必要性を主張し続けてまいりましたが、事実、政府が減税を放置して以来、景気は一向に明るさを見せず、これを反映して税収欠陥も拡大してきたではありませんか。いままそ所得税減税による個人消費支出拡大を通じて景気の振興を図るべきではありませんか。

経済企画庁の一月の報告によると、財政赤字の約四割は不況によるものであり、当面必要なことは景気のよこ入れであると主張されております。経企庁長官の所得税減税の必要性についての見解、そして原油価格引き下げのわが国経済への影響等についての見通し、新経済計画策定の時期についての答弁を求めて、私の質問を終わります。

(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇 拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 桑名議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず第一は、赤字公債依存の財政体質からいつ脱却するかということでございます。

今後、財政改革との考え方に立ちまして、いままでは財政再建と言っておりましたが、財政改革

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案並びに製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

という考えに立ちまして、歳出歳入構造の合理化等を適正に行い、特別公債依存体質からの脱却と、さらに公債依存度の引き下げということに努力してまいりたいと考えております。

その時期につきましては、経済の将来展望の検討や経済情勢等を勘案して今後具体的に検討してまいるのでございます。大体五年から十年の間をめぐりにいま策定しているところでございますが、特に経済指針ないし経済展望というものを企画庁を中心につくっていただいております。その経済展望あるいは経済指針との整合性の上に立った財政計画をつくる必要がございます。そういう意味におきまして、五年ないし十年の間を目途にいま策定していただいているということでございます。

次に、財政再建計画について御質問をいただきましたが、これは先ほど申し上げましたような考えに立ちまして、社会経済情勢を踏まえつつ今後検討していくこととでございます。

次に、五十九年度赤字公債脱却の目標が達成困難になった原因は何であるかということでございますが、これは特に第二次石油危機を契機に世界経済が停滞をいたし、予想を超えるような税収伸び率の鈍化が起こりまして、こういうような財政を取り巻く環境が急激に変化した結果、五十九年度特別公債依存体質からの脱却ということがむずかしくなったのでございます。

それから臨調答申で特別会計や特殊法人の抜本的見直しの提言があるが、五十八年度においてはこの税外収入増収措置を講じているのは問題ではないかという御質問でございます。

五十八年度におきましては、非常に厳しい財政

事情のもとに、五十六年度決算不足補てんの繰り戻しという臨時的な支出がございました。これに対処し、かつ、できる限り公債発行額の縮減を図る必要があったのでございます。このために特別会計や特殊法人への支出を含む歳出全般にわたって厳しい見直し、合理化を行い、一般歳出を前年度同額以下に抑制するとともに、特別会計及び特殊法人等に幅広く協力を求めて税外収入の大幅な増収確保を図ったものでございます。なお、臨調答申におきましても、特別の資金保有額が一定の合理的な限度を超える等の特別会計や相当多額の利益剰余金等を有している特殊法人からは納付を求めるよう提言されておる次第なのでございます。

次に、市中消化が困難になった場合に日銀引き受けを行わないと確約できるかという御質問でございます。

今後とも国債の消化に当たりましては、市中消化の原則を維持しつつ、日銀引き受けの方法によることなく、円滑な消化に努めてまいり所存でございます。

次に、赤字公債の借りがえの問題について御質問がございました。公債は国の債務であり、その償還を確実に履行すべきことは当然でございます。また、特別公債につきましては、従来から国会答弁あるいは法律上の規定によって借りがえをしないという方針をとっておるところでございます。

次に、専売公社の改革問題について御質問がございました。

専売公社の経営形態の改革につきましては、昭和五十七年九月二十四日に決定されたいわゆる行革大綱によって対処しております。現在、政府・

与党内におきまして公社形態の改革問題について鋭意検討中でございます。

なお、葉たばこ耕作の取り扱いや小売人の扱い等、関係方面と十分調整を図ることが必要でございます。目下鋭意作業をしておるところでございます。

「増税なき財政再建」について御質問がございました。

今後は財政改革の考えに立ちまして、歳出歳入構造の合理化、適正化を維持していくべきものと考えております。その際には、安易に増税を念頭に置くことなく、徹底して削減を行ってまいりたいと思っております。

所得税減税と抱き合わせに大型間接税導入の意図があるのかという御質問でございますが、大型間接税の導入につきましては、具体的に検討もしているわけではなく、指示もしておりません。

次に、所得税減税によって景気回復を図るべきでないかという御質問でございます。

財政困難な事情ではありませんけれども、政府といたしましては、与野党の合意を尊重して、財政改革の基本的考え方を踏まえつつ、減税実施のため真剣に検討を進めてまいり所存でございます。

なお、与野党の合意は財源の確保も含めてなされておまして、特別公債をもって充てるべきでないことは当然でございますが、今後、財源問題につきましては、経済状況や税収動向も見きわめ、国会における御議論も踏まえ、税制調査会にも御検討を願う等、精力的に努力してまいり所存でございます。

残余の質問は担当大臣から御答弁申し上げます。(拍手)

〔國務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○國務大臣(竹下登君) 私に対する御質問に對してお答えをいたします。

赤字公債依存の財政體質からの脱却の時期、これは総理からお答えがございました。

次に、財政再建計画をいつ提出するかという問題につきましては、先般来、財政改革に対する基本的な考え方、そういうものをお示し申し上げておるわけでございます。したがって、より具体的な改革の方向というものは、やはり経済の将来展望の検討や経済社会情勢をも踏まえながら、その都度できるだけ進んだものをお示し申し上げるということになるかと思ひます。

それから内容の異なる財源確保のための措置を財確法として一本の法律とした理由は何か、こういう御意見を交えての御質問であります。

五十八年度の財源確保法案は、五十八年度における特例公債の発行、国債費定率繰り入れの停止、自賠責再保険特別会計からの繰り入れ等の各種税外収入の確保措置を内容としておるといことが一点、基本的でございます。

そこで、それらの考え方を踏まえまして一本の法律とした理由といたしましては、まず、いずれも財政運営に必要な財源を確保するための措置であつて、立法の動機、趣旨、これを同じくしておる。それから二番目には、いずれも基本となる制度に恒久改正を加えるものでなく、五十八年度の特別措置としての立法、こういう点で法律の性格を同じくしておる。それから相互関連の問題がございます。すなわち、一つには、税外収入の確保等により、それだけ特例公債の発行額が縮減できるということ。それから一つは、税外収入の

確保は、広い意味で国庫内部における繰り入れ及び納付に関する措置であるという点で一致しておる、こういうことでございますので御理解を賜りたいと思ひわけでありませう。

それから減債制度に対する問題でございます。五十七、八年度の定率繰り入れの停止は、まさに各年度の困難な財政事情にかんがみて、国債整理基金の資金繰り上公債の償還に支障のないということから行ふものでありますので、減債制度そのものを廃止するものではもちろんございませう。

国債の個人消化というものは、今後とも国民の信頼を確保しながら進めていく課題でございます。

それから日銀引き受けの問題等については総理から御答弁がございました。あくまでも市中消化の原則でございます。

借換債も再三お答えいたしておりますとおりでございまして、従来からしないという方針をとつてきております。今後の問題は、本当中長期な立場から幅広く検討しなければならぬ問題である。

なお、中期試算で示された要調整額の歳出カットだけでやれるか、こういう御質問でございます。

いわゆる一定の仮定のもとに複数の試算を行つておるわけでありまして、等率、等差ということとありますから、いわば財政運営を進めていく上での手がかりというつもりでお示したわけでありまして、毎年度の歳入歳出のギャップをどうするかというところは、経済事情なり具体的な財政事情を踏まえて、一方また特例公債の減額はど

うするかということ、予算編成の過程でその都度検討を進めていくべき課題であるというふうに考えております。

基本的には、まず特例公債依存体質から脱却して、さらには公債依存度の引き下げに努めるという基本的考え方でもって臨まなければならない課題である、かように心得ております。(拍手)

〔國務大臣堀内正人君登壇、拍手〕
○國務大臣(堀内正人君) 桑名議員にお答え申し上げます。

まず第一は、景気振興の観点から所得税減税を推進してはどうかというお尋ねでございます。

確かに、所得税減税は、それだけをとつてみますれば、可処分所得の伸びを通じて個人消費を押し上げ、貯蓄を増加する効果があると考えます。しかしながら、財政再建がきわめて緊要な折からでございます。減税を実施するためには何らかの財政的な対応が必要となるのでございまして、所得税減税の景気全体への効果を論ずることは財政的対応を離れては困難でございますので、これらの点を十分見守りながら、所得税減税の行方を注目していきたいと考えております。

第二は、原油価格引き下げの経済的な影響でございます。

先ほど御答弁いたしましたように、今回の一五五程度の石油価格の低下は、国際収支の面、企業収益の面、家計における消費の面、いずれも好影響をもたらすと考えておりまして、企画庁のモデルでは、一年目は〇・三五％、二年目は〇・九三％の増加があるものと推測いたしておるところでございます。

第三は、新しい経済計画の策定時期の問題でございます。

経済計画につきましては、これまでその計数等が拘束的、固定的に時に考えられ過ぎまして、経済の実情と乖離することがしばしばございました。このような観点から、中曽根総理の御指示に基づきまして、本年一月十三日の経済審議会におきまして、より長期、より弾力的、より柔軟という観点からわが国の経済社会を展望し、経済運営の指針を示していただくように新たにお願いしたところでございます。

その具体的なスケジュールにつきましては、今後の審議状況、特に新しい構想をどのように取り入れるか、このような問題を慎重に御検討をお願いして、経済審議会委員の任期でございましてこの四月を一応のめどにいたしまして、慎重に策定していただきたいとお願いしているところでございます。(拍手)

○副議長(秋山長造君) 近藤忠孝君。

〔近藤忠孝君登壇、拍手〕

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表いたしまして、財源確保法案等の三案について総理並びに閣僚大臣に質問いたします。

昭和五十八年度予算の基本的内容は、総理の沈空母発言、三海峡封鎖、一千海里航路帯防衛などに見られるような、日本をアメリカの世界戦略の前線基地にするための軍備増強と、大企業に対する補助金、海外協力費、エネルギー対策費などを増額し、これを聖域化するものであり、本法案はその歳入面の裏づけとなるものであつて、断じて容認できません。

本法案は、内部留保の積み増しで余裕のある大

昭和五十八年三月十八日 参議院會議録第七号

企業への課税強化はすべて見送り、巨額の国債を引き続き発行するとともに、勤労国民に対しては実質増税など弱者負担にその財源を求めているものであります。

そこで第一に、緊急の国民的課題である減税問題についてお尋ねします。

この六年間連続して所得減税が見送られた結果、五十二年以降の六年間で、サラリーマン家庭を例にとると、収入は四割程度しかふえていないにもかかわらず、税負担は三倍近くにはね上がり、しかも低所得者はほど大きい負担増となつています。福祉、教育、中小企業対策費の削減や人動凍結を行つたのに加え、このように財源の負担を国民に求めて、どうして国民の消費購買力がふえ、消費不況が進み、税収欠陥は一層増大するだけではありませんか。総理並びに関係大臣の答弁を求めます。

わが党は、すでに軍事費や大企業向け支出の大幅削減を財源とし、一兆円減税を初め福祉拡充などを内容とする予算組み替え案を提案し、その実現を求めております。政府・自民党の、財源も、時期も、規模も示さないあいまいな減税回答では国民はとうてい納得いたしません。わが党を除いた減税の合意が結局は実現せず、政府が国民をだましてきたことにいま新たな怒りがわいています。財源などを具体的に示した明快な答弁を求めるものであります。

第二に、たばこの値上げも大衆の負担増による財源探しではありませんか。撤回を強く求めます。

第三に、不公平税制の温存についてであります。

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案並びに製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本法案では、わが党が主張してきた株式の時価発行プレミアム課税、使途不明金に対する課税強化、退職給付引当金の見直しなどについては何ら手をつけておりません。財源不足の今日、これをあえて放置したのはなぜか。

次に、電力会社のために核燃料再処理準備金、アルミ会社などに特別償却制度など、大企業向けには新たな減税措置を設けたのはなぜか。また、コンピュータ会社のための電子計算機買い戻し損失準備金、航空会社のための特別償却制度などを適用期限が切れているにもかかわらず延長する理由は何か、大蔵大臣の答弁を求めます。総理、これらが企業優遇ではないと言えるのか、答弁を求めます。

「増税なき財政再建」の看板の裏面が、大企業に對しては「増税なき減税」、国民に對しては「減税なき増税」というのでは国民は納得いたしません。総理並びに大蔵大臣、不公平税制の徹底した見直しをすべきではありませんか。

不公平税制の温存という点では、グリーンカード凍結とともに、五十九年から実施が決まっていた利子配当の総合課税への移行が何の代替措置もなく見送られたことも重要であります。これは勤労国民の重い税負担に比べてきわめて不公平な措置になります。総理はどう考えますか。

竹下大蔵大臣は衆議院本会議の答弁で、今回の凍結の理由として、総合課税移行を前にして、金、ゼロクーポンへの資金のシフトが起こったこと、これら関係者による理解や協力が得られなかったことを挙げています。これら関係者とは、巨額の脱税資金や裏金を操る大資産家や政治家のことだと思いますが、彼らが不利になるようなこと

とに理解や協力をするはずがありません。したがって永久に総合課税はできないことになりませんか。

わが党は、グリーンカード制導入の際、この制度が個人のプライバシーを侵害するおそれがある一方、高額所得者の名寄せが確保されていない欠陥などを指摘し、その導入には反対しつつ、利子配当の総合課税には賛成し、そのための接近策として、利子配当所得への課税をさしあたり五〇％に引き上げ、名寄せを徹底させることを具体的に提案しましたが、この必要性がますます高まっているのではありませんか。

以上、大蔵大臣の答弁を求めます。

第四に、約七兆円の赤字国債の発行についてであります。この額には大変な粉飾があります。国債整理基金への定率繰り入れを二年連続中止して一兆四千億円を浮かしたほか、自賠責特別会計などからかさ集めた総額四兆七千億円を超える巨額の税外収入を捻出するなど、一回しか通用しない手品の数々を編み出しています。これらの手品がなければ赤字国債の発行は億に十兆円を超えたであります。政府は今年度予算で国債を一兆円減額したと言っていますが、実際はこのように粉飾にすぎないではありませんか。大蔵大臣の答弁を求めます。

このような巨額の国債発行の結果、国債の償還額は昭和六十年年度には十兆円を上回り、国債償還財源は六十年には早くも底をつきますが、その際に、赤字国債の借りがえはもとより、国債発行の困難を理由に、日銀引き受けや資金運用部を通じての事実上の日銀引き受けは将来にわたってやらないと断言できますか。

本年二月、国会に提出された「財政の中期試算」と「国債整理基金の資金繰り状況についての仮定計算」によれば、一般会計予算の負担が最も大きなCケースの場合、毎年十九兆七千三百億円もの国債が必要となり、昭和六十年以降の十年間の国債償還は合計百七十兆円にも達しますが、そのような元利払いを続けてもなお昭和七十一年末で百三十七兆円もの国債残高になるといふ、まさにサラ金状態であり、返済のための明確なプログラムを示しただけで、返済のための明確なプログラムを示していません。どう返済するのか、大蔵大臣は具体的な計画を示すべきではありませんか。

最後に、増税の問題であります。

竹下大蔵大臣は、直間比率の是正を積極的に主張し、予算委員会においても臨調最終答申も大型間接税導入を否定していないと答弁するなど、大型間接税導入に強い熱意を持っているようであり、その直間比率なる概念は形式的かつあいまいなものであり、したがってその是正といっても何の政策的意味がないではありませんか。もし政府がEC型付加価値税を念頭に置いているとするならば、導入時のECと現在の日本では全く事情が異なることを強調しておかなければなりません。

ECでは戦後早くから各国で売上税が導入されており、付加価値税はこのかわりに導入されたものではありません。それでもインフレなど経済への悪影響が少なからず出ています。政府はこのようなヨーロッパの経験からどういう教訓を得ているのですか。また、大型間接税は課税ベースを消費に求めるものですが、消費不況の現状において、わが国が消費抑制的な税制を採用することは

もつてのはかだと経企庁長官は考えませんか。

また、竹下大蔵大臣は、どういふ増税をやるかは権威ある政府税調が決めることだと言っているが、一体政府税調は一般消費税の導入を否定した国会決議よりも権威があるとも考えているのですか。総理並びに大蔵大臣の答弁を求めます。

私は、政府が国会決議を尊重し、財政民主主義を貫くことを強く求めて、質問を終わります。

(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇 拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 近藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、所得税減税の問題でございますが、所得税減税につきましては与野党の合意が成立をいたしました。財政事情困難な時期ではございますが、政府としては与野党の合意を尊重し、財政改革の基本的な考え方を踏まえつつ、減税実施のため真剣に検討を進めてまいりつものであります。次に、たばこの値上げについて御質問がありまして、撤回せよという御質問でございました。

五十八年度予算においては、きわめて厳しい財政状況にかんがみまして、歳出面において経費の徹底した削減合理化を進める一方、歳入面においても税外収入等についてこれを見直したわけでございます。

その一環として、たばこの小売価格につきましても、前回改定以降の物価変動、たばこの財政専売物資としての性格等を勘案して、負担の適正化を図る見地から関係改正法案を提出した次第でございます。

次に、租税特別措置等につきまして御質問がございました。

御指摘の各項目についてのお答えは大蔵大臣にいたさせますが、いずれもそれぞれ理由のあるものでありまして、これらを一概に大企業優遇の措置であると考えたことはいかかと思ひます。

次に、利子配当の総合課税への移行を見送ったのは、これは国民の重い税金に比較して不公平ではないかという御質問でございますが、今回、諸般の情勢にかんがみまして、グリーンカード制の適用を三年延期することを提案しておりますが、適正公平な利子配当課税を実現するという政府の基本方針にはいささかも変わりがございません。今後における利子配当課税の適正なあり方につきましては、早い機会に、国会での御議論を踏まえ、その上で改めて税制調査会で検討をしていただくことといたしたいと思ひます。

政府税調の答申と国会決議の関係について御質問がございました。

大型間接税の導入については、検討していることも、指示していることもないのは、すでに申し上げたとおりでございます。そして、五十四年十二月の国会決議において「一般消費税」と指摘されましたいわゆる一般消費税を導入する考えは持っておりません。

残余の質問は関係大臣から御答弁申し上げます。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇 拍手〕

○国務大臣(竹下登君) お答えをいたします。

まず、所得税関係については総理からお答えがございました。

たばこの値上げの問題について、値上げは撤回すべきではないか、こういう御提案でございましたが、まさに厳しい財政事情にかんがみまして、

税外収入確保の一環として、たばこについても、前回改定以降の物価変動等を勘案し、負担の適正化を図る観点から定価改定を実施することとしたものでございますので、値上げを撤回する意思はございません。

それから、それぞれの税目についての御批判がございました。そもそも不公平税制、この言葉の意味は使う人によってかなり違います。租税特別措置につきましては、今後とも税負担の公平確保の観点から、社会経済情勢の変化に対応して必要な見直しを行っていくわけでございます。

まず、その一つであります株式の時価発行に伴うプレミアムは株主が拠出した資本そのものであり、したがって、法人税は法人の稼得した所得に對して課税することとしております。株主が拠出した資本に對しては課税しない性格のものでございますので、これに課税することは適当ではないというふうに考えております。

次に、使途不明金についてでございますが、重課措置を講ずべきであるとの御提案については、使途不明金の範囲をどのように定めるかなど、制度上、技術上問題が少なからずございます。これらを含めて研究してまいりたいというふうに考えております。

それから退職給付引当金は、この問題につきましては私が前回大蔵大臣のときにお願したことがございますが、法人税の課税所得を合理的に計算するためのものでございますので、今後引き続き検討する課題であると思っております。

それから、もろもろの使用済み核燃料再処理準備金とか基礎素材産業対策促進税制等々についての御質疑でありました。社会経済情勢の変化に對

応して必要最小限の新規の措置を講じようとする、これはまさに政策的なものでございますので、大企業優遇税制という批判は、私どもとはまきに見解を異にする、こういうところでございます。

それから電子計算機買い戻し損失準備金、航空機の特別償却等々、政策目的の重要性に顧みまして税制上の特別措置を引き続き講ずることとするのが適当である、こういう考え方に至ったわけであります。

それから利子配当課税の問題、グリーンカードの問題でございます。

総理からもたびたびお答えがあつておりますが、適正公平な利子配当課税を実現するという政府の基本方針にはいささかも変わりないところでございます。

それからグリーンカード制度の適用を三年延期して、その間、利子配当課税制度全体を現行のままにしておいて、そして種々御検討いただく問題でございますので、直ちに源泉分離税率を五〇％引き上げるといふ考え方はございません。

非課税貯蓄の名寄せ等の問題につきましては、事務量の許す範囲内で効果的にこれは実施していかねばならないと思っております。

それから国債を一兆円減額したと言いますが、もろもろの税外収入でもって粉飾したではないかと、こういう御意見を交えての御発言でございました。五十六年度決算不足の補てんの繰り戻しという五十八年度限りの臨時的な支出に對処する必要があつたもろもろの措置でございまして、粉飾決算という評価は当たらないと思っております。

それから特例公債の借りかえ、これはもちろん

昭和五十八年三月十八日 参議院會議録第七号

従来からの方針を今日までとっております。将来の公債償還の問題につきましては、中長期的な視点に立って幅広く検討をしていかなければならぬ問題である。

日銀引き受けなどはせず、市中消化の原則、これを堅持していくのは当然のことでございます。それから赤字国債の発行についてのいわゆるプログラムを具体的に示せと、こういう御指摘でございます。

まず、五十八年度予算を編成して御審議いただいております。これで合理化に努めたわけでございますが、今後ともこれをさらに進めていって、そして各般の事情を開きながらこれに対応していきたいということでございます。

それから直間比率の問題、総理からもお答えがございました。いわゆる直間比率というのは、これは分母、分子ともに、そのときどきの経済状態の変化によって変わってまいります性格のものでありますので、あらかじめア priori 的に決めるべきものではございません。むしろ税体系という言葉でもって言った方が正確かなというふうにも思っておりますが、いまいろいろ御指摘をいただいておりますが、政府といたしまして、いまこれに対して検討を開始したとか、指示を受けたとか、そういうことはございません。

それからEC型付加価値税の問題等についての御意見を交えての御質問でありましたが、やっぱり国の歴史、国民性、国際情勢、そしてその時点での経済社会事情を背景に、各国固有の観点からそれぞれ国民が行った選択の最終というものがそれぞれ制度でございますので、それについてはまたいろいろ長所、短所があることも事実でございます。

でございます。

それから国会決議、これが重要なものであるということは十分承知いたしておるところでございます。税制調査会は、権威あるという表現を使いましたが、権威のないものではないというふうにお答えしておきます。(拍手)

〔国務大臣塩崎潤君登壇、拍手〕

○国務大臣(塩崎潤君) 近藤議員にお答え申し上げます。

御質問は、いずれも所得税減税と消費購買力との関係の問題でございます。

まず第一に、所得税減税の見送りは、減税なき場合におきまして、いわゆる所得税の累進税率の構造から可処分所得の伸びが少なくなり、消費購買力の伸びが低くなることは当然のことでございます。しかしながら、所得税減税の問題は、現在の財政事情のもとでは減税財源を抜きにしてその経済効果も語ることはできないと思っております。

たとえば、いま御指摘の大型間接税がその減税財源である場合には、確かに直接税に比べて貯蓄じやなくして消費そのものでございますので、消費抑制の効果が働くことは当然でございます。しかしながら、いま総理も大蔵大臣も言われましたように、大型間接税につきましては全く検討もしていないというところでございますので、この経済効果等についての論議はいまその段階ではないと考えます。

以上でございます。(拍手)

○副議長(秋山長造君) 柄谷道一君。

〔柄谷道一君登壇、拍手〕

○柄谷道一君 私は、民社党・国民連合を代表し

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案並びに製造たばこ定額法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

て、ただいま議題となりました大蔵関係三法案について、総理並びに関係各大臣の御所見をたずねます。

まず、五十八年度の財源確保法案について伺いたいと思います。

最近のわが国経済の長期に及ぶ景気低迷は、世界不況の余波という側面があるとはいえず、政府の政策運営の拙劣さが必然的にもたらした政策不況と言ふべきであります。すなわち、政府は、わが党が再三にわたって提唱した「積極的経済政策の展開」という主張を無視し続け、「五十九年度赤字国債脱却」という方針に固執して長期的展望を欠き、財政が持つべき景気調整機能を全く無視した財政運営をとり続けてきたことがそれであり、われわれが要求した所得税や中小企業の投資減税、公共投資の拡大と効率的な運用などの積極的な景気対策を講じなかつたばかりか、景気回復に逆行する大幅増税を強行したことが起因して、財政赤字、機械的歳出削減、低成長、税収不足、財政赤字拡大という悪循環をもたらした政府の責任はまさに重大であると言わなければなりません。

「経済はジリ貧、財政は下力貧」となった原因について、政府は、第二次石油危機の影響と世界経済の停滞に責任を転嫁していますが、それらの影響のほかに、政府の経済財政政策の失敗を率直に認め、これを改めて、行政改革と景気回復の両立を図る計画的かつ実行可能な財政再建を推進することが、財政の帳じり合わせとも言ふべき財確法案以上に重要であると考えるが、総理の明快な答弁を求めたい。

また、それに関連して、政府は、衆議院段階の

審議において、「景気浮揚に役立つ相当規模の減税実施」を約束されたが、全野党や労働組合、日本商工会議所の要求、日経新聞を初めとする各紙の社説、日本経済研究センター、経済社会政策研究会等の提言や、三月二日の衆議院予算委員会でのわが党の岡田議員の質問に対する経企庁長官の答弁等々から見ても、景気浮揚に役立つ減税とは、少なくとも一兆円を下回らない規模のものでなければならぬと考えますが、総理、大蔵大臣並びに経企庁長官は、この減税実施の約束の内容をどのように理解しているのか、率直にその考え方を述べてもらいたい。

さらに具体的に質問するが、社会資本の整備充実と景気回復を図るには、五十八年度公共事業の大幅な上期前倒しと下期の追加措置が必要と考えられるが、政府の見解はどうか。臨調の最終答申に盛り込まれている「増税なき財政再建」の基本方針は今後とも貫き通すのか。また、「増税なき」という定義や直間比率の見直し、大型間接税の導入に関する政府の統一の見解と、その景気と物価に与える影響をどのように考えているのか。赤字国債脱却の目標時期はいつにするのか。仮に現在それが定かでない場合は、いつ国民の前に明らかにするのか。新たな経済計画はいつ、いかなる形で公にするのか。今後は「計画」という名を冠しないのか。もしそうであるとすれば、その理由はなぜか。

以上の四点について、総理及び関係大臣の所信をあわせて承りたい。

わが国の財政は大量の国債残高を抱え、憂慮すべき状態に立ち至っているにもかかわらず、政府は、臨調からの指摘のごとく、来年度徹底的な歳

入増進と、それに伴って、政府は、衆議院段階の

出構造の見直しに十分着手しないままに、特例国債の発行のほか、国債費の定率繰り入れの停止、自賠責特会や特殊法人からの一般会計への繰り入れ、さらに別途補助貸借回収準備資金の取り崩しを行うなど、財政技術的的操作によって予算のつじつまを合わせようとしていると受けとめざるを得ません。

その結果、租税外収入は五十九年度約二兆円減収になると見通されるが、このような、制度の抜本的改革につながらない一時的な、しかも緊急避難的措置によって糊塗することは問題の先送りであり、財政体質改善の見地からは何の意味もないばかりか、むしろ財政の実態を国民の目から覆い隠すという意味できわめて問題であると指摘するものであります。総理の見解を求めるとともに、今後こうした措置は一切行わず、既往の措置は早急に解消することを確約できるのかどうか、大蔵大臣の御所見をお伺いしたい。

同時に、緊急避難的な措置の一つである自賠責特会からの一般会計への繰り入れについてであります。自賠責保険の収支が五十三年度以降、毎年赤字計上を続けている現状に照らし、運用益の半分に当たる二千五百六十億円を取り崩し、十年間も無利子で貸し付ける余裕など全くないと言わなければなりません。政府は、四千万人を超える自動車ユーザーの反対を押し切ってもこの措置を強行する方針なのか、また、その場合はあくまでも無利子貸し付けとするのか、さらに保険料の引き上げは本当に行わないのか、大蔵、運輸両大臣の明快な答弁をいただきたい。

次に、租税特別措置法の改正案についてお伺いします。

昭和五十八年三月十八日 参議院会議録第七号

政府は、今回、個人事業者の土地の評価減額及び同族法人企業の株式評価の改善を図ろうとしておりますが、これはかねてから中小企業の承継税制確立を提唱してきたわが党として評価するにやぶさかではありません。しかし、今回の改正では、個人事業者の土地の評価減額率が二〇％引き上げられるにすぎず、また株式の評価についても継承企業の理念からする抜本的な改正ということではできません。今後速やかに事業用財産の生前一括贈与制度及び相続税の納税猶予制度の導入などを行うべきだと考えますが、総理並びに大蔵、通産両大臣の考えを明らかにしていただきたい。

また、今回の中小企業に対する投資減税は、年間投資額の少ない中小企業の設備投資を誘発する効果はきわめて乏しいものと断ぜざるを得ませんが、中小企業の近代化、高度化を促進するともに、景気の回復を効果あらしめるため、投資促進税制をさらに拡充する用意はないか。あわせて、化学工業原料の安定確保のための原料非課税原則の実現などの特定基礎素材産業対策促進税制の充実及び減価償却の法定耐用年数の見直しについても両大臣の見解を求めたい。

最後に、たばこ定価法及び専売公社法の改正案について質問します。

今回の値上げのように安易に国民に負担を強いる前に、政府は専売公社の合理化、効率化についてどれだけの努力をされたのでありましようか。これまでの臨調答申が公社の特殊会社化、民営化、要員の縮減などの改革案を示したにもかかわらず、政府は公社経営の抜本的合理化にほとんど着手しなかったばかりか、臨調答申の最大限尊重の公約に反して、政府の行革大綱に専売公社の具

体的改革手順を盛り込まなかったことはきわめて遺憾というほかはありません。行革に不返転の決意で取り組むという中曽根総理のリーダーシップがいま問われているのであります。臨調答申どおり専売公社の改革を実行する決意があるのか、また、その具体的改革手順をいつまでに決定するのか、総理並びに大蔵大臣の所見を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曽根康弘君登壇 拍手〕
○国務大臣(中曽根康弘君) 柄谷議員の御質問にお答えをいたします。

行革と景気回復の両立を図る計画的かつ実行可能な政策展開が必要ではないかという御質問でございます。この点は全く私も同感でございます。

昭和五十八年度の経済運営に当たりましては、国内の民間需要を中心とした景気の着実な回復を図るべく努力してきておるところでございます。このため、引き続き機動的な政策運営に努めまして、民間の活力が最大限に発揮できるように環境づくりを行いたいと思っております。このような観点から、経済の動向を注目しながら金融政策をまず適切にかつ機動的に運営してまいりたいと思っております。

次に、中小企業の設備投資促進のための税制上の措置等の施策を推進することによりまして、民間投資を喚起したいと思っております。なお、住宅建設につきましても金融、税制上の措置の改善に努めたところであり、さらに素材産業の活性化や、中小企業の経営の安定化を図るためのきめ細かい対策も推進してきたところでございます。

次に、景気浮揚に役立つ相当規模の減税とはどのくらいの規模かという御質問でございます。

政府としては、減税につきましては与野党の合意を尊重して、財政改革の基本的な考え方を踏まえつつ、減税実施のため真剣に検討をしております。その規模につきましても、経済の趨勢、税収の動向等を見きわめまして、さらに税制調査会における審議等も必要であり、現段階で具体的に規模を申し上げることができないのを遺憾に思います。いずれにせよ、与野党の合意を尊重し、今後とも努力してまいりたいと考えております。

さらに、景気回復のために公共事業の上期前倒し、下期の手当てが必要ではないか、そういう御質問でございます。

現在の景気の状況は確かに盛り上がり欠いていてという状況でございますが、しかし最近の状況では、物価の安定基調、在庫調整の進展、さらに石油価格の低落傾向、あるいはアメリカ景気の底入れ、回復、こういう明るい面もありまして、経済動向を慎重に見守る必要があると思っております。いずれにせよ、経済の現況についてどういふふうに対応するかという点については、予算の成立を待ちまして、そして経済情勢の推移を見つつ景気対策について検討を指示したいと、そのように考えております。

次に、増税なき財政再建の方針を貫くかという御質問でございますが、これは貫く考えでございます。いわゆる大型間接税の導入という問題については、これは指示もしておりませんし、検討もしていないという状況でございます。

赤字国債脱却の時期はいつであるかという御質問でございます。

脱却のめどを五年から十年の間というふうに一

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案、租税特別措置法の改正する法律案並びに製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

昭和五十八年三月十八日 参議院會議録第七号

応じて検討していただいております。

経済計画につきまして、これは五カ年計画をさらに長期的に、より弾力的に改定してほしいというところで、いわゆる中長期の展望あるいは指針というものをいまつくっていただいておりますが、これと整合性をもって財政計画もつくっていくべきであると考えております。

次に、新経済計画決定の時期、あるいは計画という名前をなぜつけないかという御質問でございます。

新しい経済計画につきましては、昨年諮問して以来、経済審議会で策定されてまいりましたが、非常に流動的要素も多く、かつ弾力的に対処していく必要があるために、先般の経済審議会におきまして、五年という期間を超えた長期的視野でわが国経済社会の展望と運営の指針をつくっていただくようお願いをしたところでございます。

計画という名前をわかりにくい敬遠しているという意味は、これは日本のような貿易、輸入輸出に依存する国におきましては、資源が十分あってアウタルキーができるような国の計画性をもって行うことはできないし、また不適当な点があるわけでございます。特に、為替の相場やあるいは石油の値段に日本の国民経済は非常に影響されますけれども、そういう意味において、より弾力的な、そして見直しを常に行っていくような発想でこれを考えていただきたいというのが真意でございます。

次に、五十八年度は緊急避難的に税外収入の増取措置で切り抜けたとしても、五十九年度の税外収入は相当な減収になるが、財政運営をどうするかという御質問でございます。

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案並びに製造たばこ定価法及び日本専売公社法の法律案の一部を改正する法律案(趣旨説明)

五十八年度におきましては、五十六年度の決算不足の補てんのための国債整理基金から繰り入れた二兆二千五百億円を返さなければならぬという臨時的特出があるために、このように大幅の税外収入を考えた次第でございます。五十九年度にはこのような決算不足補てん繰り戻しという臨時の支出もなくなりますが、しかし財政状況はかなり苦しいということを感じなければならぬと思っております。いずれにいたしましても、財政改革という考えに立ちまして、歳入歳入構造の見直しを徹底的に行いまして、臨調の線に沿って合理化をやっていきたいと思っております。

次に、中小企業の承継税制について御質問がございました。

中小企業の相続税につきましては、中小企業の事業用財産は農地と事情が異なるので、農地同様の特別措置はむづかしいと思っております。しかし、昭和五十八年度の税制改正におきましては、厳しい財政状況の中でも、取引相場のない株式の評価の改善合理化を行うとともに、個人事業者の事業用宅地の課税の特例措置を講ずる等をいたしまして、円滑な事業承継に配慮した次第でございます。

専売公社の改革等について御質問がございましたが、これは臨調答申の線を最大限に尊重いたしまして、改革を推進してまいりたいと思っております。いま政府・与党の内部におきまして、その公社形態の改革について鋭意検討中でございます。なお、葉たばこ耕作の取り扱いや小売人の扱い等につきましては、関係方面と十分な調整を図ることが必要であり、目下鋭意作業中でございます。

残余の御質問は担当大臣から答弁いたさせます。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇 拍手〕
○国務大臣(竹下登君) いわゆる減税問題、それから公共事業の上期前倒し等の問題等については、総理から正確にお答えがございました。

直間比率の見直しの問題と、見直しの結果生ずる租税負担率の問題、こういう御意見を交えての御指摘がございましたが、直間比率の見直しを具体的に検討しておるということも、指示を受けたことも、したこともない。やはり直間比率というものは、あらかじめア priori に決めるべきものではございません。したがって、その意味におきましては、税体系の見直しでも言った方が本当は適当かなと思ってもみておりますが、税体系とまた税負担水準とは、概念的には別の問題ではないかという認識であります。

それから次に、赤字公債脱却の目標時期の問題等々の御質問に対しては総理からお答えがございました。

いわゆる財政体質の改善につながる緊急避難的措置である税外収入の増取措置、こういう前提のもとでの御批判を交えた御質問でございましたが、総理からお答えもございましたように、まさに臨時的な支出に対処する必要等から臨時、特別に確保したというふうに御理解をいただきたいと思っております。したがって、五十九年度以降におきましても税外収入の確保には努力はいたします。しかし、率直に申しまして、五十八年度のような大幅な増収ということは考えられないというふうに思っております。

支出に充てるということでお願いをしたものでございます。したがって、この問題につきましましては、自賠責特会の運用に支障を来すものではないということ、そして国庫内部でのやりくりには利子を付さないというのが原則であるということ等を御理解いただきたいと思っております。

それから自賠責の保険料引き上げの問題につきましては、単年度収支で見ますとすでに赤字でございますが、収支残算計はなお若干の黒字が見込まれております。したがって、今後、保険金支払限度額の引き上げ、または自動車事故の急増等による大幅な保険金支出増加の要因が生じない限り、いま直ちに料率の引き上げを必要とする状況にはないというふうに理解をいたしておるところでございます。

中小企業承継税制の問題。やはり中小企業の事業用財産につきましては、農地と同様の事情にはないということを御理解を賜りたいと思っております。

次に、中小企業の投資減税でございますが、現行制度に工夫をこらした精いっぱい配慮というふうに御理解をいただきたいと思っております。

それから、たばこ値上げという安易に国民に負担を強いる前に、専売公社の合理化、効率化、そしてまた臨調答申とおり改革、これに取り組み、こういう御鞭撻を含めた御指摘でございますが、専売公社の経営自体につきましても、葉たばこの減反、葉たばこ購入価格の抑制等によって過剰在庫の合理化に努めるとともに、定員の縮減、工場の統廃合等、経営の合理化措置を鋭意推進しているところであります。また、今後いわゆる臨調

答申に基づく公社の改革問題につきましては、葉たばこ耕作の取り扱い、小売人の扱い、いろいろ慎重な判断が必要な問題もございます。また、税制のあり方等、事務的、技術的にも複雑な問題がございます。しかし、関係方面と十分調整を図って鋭意努力をまいりたい、このように考えております。

以上で答えを終わります。(拍手)

〔国務大臣堀崎潤吉登壇 拍手〕

○国務大臣(堀崎潤吉) 柄谷議員の御質問にお答えいたします。

第一点は、所得税減税の内容、規模等についてどのように理解しているかという問題でございます。

この点につきましては、総理からも大蔵大臣からも御答弁がございました。私もまたその規模等につきましては数量的には申し上げられないと思うのでございますが、せっかく減税するわけでございます。景気浮揚に役立つような減税の規模が望ましいと考えているところでございます。

第二点は、公共事業の前倒しの問題でございます。

これも詳しい御答弁が総理からもございましたが、私も五十六年、五十七年度も前倒しをいたしましたところでございます。その年度とどのように現在の経済状態が違つか、このような検討をいたしております。ただいまお話しのように総理の指示をお待ちしているところでございます。

第三点は、大型間接税の経済効果の問題でございます。

この問題につきましても、総理大臣も大蔵大臣も具体的な検討にも入っていないということでございます。具体的な経済効果等につきましても議論の段階ではないかと考えているところでございます。

第四点は、新しい構想の経済計画の問題でございます。

これも詳しい御答弁がございました。経済計画が与えられたこれまでの非常に拘束的なものは、固定的な考え方から、より長期、より柔軟な取り組みの方と、経済審議会の委員の方々の任期を一応の目標に策定時期を考えていきたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣長谷川峻君登壇 拍手〕

○国務大臣(長谷川峻君) 柄谷議員にお答えいたします。

自賠責特会からの一般会計繰り入れのことについては、先ほど竹下大蔵大臣から大体の御答弁がありました。私の方といたしますと、五十八年度予算編成に当たって、一般会計のきわめて苦しい財政事情にかんがみまして、自賠責保険の収支状況と運用益の保険契約者への利益還元等も考慮した上で、昭和五十八年度限りの臨時異例の措置として、三年据え置き後、七年間に分割して返還されるという条件に、自賠責特会の累積運用益の約二分の一を一般会計に繰り入れたものでありまして、先ほどの大蔵大臣の御答弁とあわせて御理解をいただきたい、こう思います。(拍手)

〔国務大臣山中貞則君登壇 拍手〕

○国務大臣(山中貞則君) 中小企業の承継税制、相続問題、生前一括贈与、こういう問題は総理から御答弁されたところでございます。

中小企業投資促進税制については、大蔵大臣が精いっぱいやりましたという表現をいたしました。そのとおりだったろうと思います。私どもの方も、できれば対象も、建物あるいはリース、そういうところまで広がった、税額控除も取り込みたかったのですが、何しろそれを全部やりますと、二千六百億の大蔵省は財源を調達しなければならぬという大きなものでありますので、精いっぱいやったと言われる大蔵省の立場を私は理解し、しかしながら、その講じた措置の中で投資促進が行われるもの、その効果は約一千一百億に及ぶというふうな思っておりますので、積極的に中小企業の方々の投資意欲の促進に資したい、そのように考えております。

それから特定基礎素材産業に対する原料非課税の問題でございますが、これは多分国産ナフサの問題でございます。輸入ナフサ非課税も続けていっておりますから、これは通産省の予算の仕組みのやりくりで、国産ナフサも輸入ナフサ同様、原料非課税の結果を同様にするように措置いたしましたしております。

それから減価償却、耐用年数等の問題は、確かにこれが陳腐化していきまると、アメリカの鉄鋼なり自動車なりがあの様に急速に力を失ったのはよくわれわれが学ばなければならぬ姿でありまして、やはり日進月歩に近い産業の態様の変化に伴ってこれは考え直していったらなければならぬ問題であります。大蔵大臣に減価償却あるいは耐用年数短縮というのは金を食うだらうなと言ったら、それをいま持ち出さぬでくださいという話でございますが、しかし、わが国産業が陳腐化して国際市場から脱落するということなことに絶対にならないようは正だけでは、必要なものはしていかなければならぬ、そのように考えます。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(秋山長造君) 日程第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

します。

まず、委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する特別委員長福岡日出磨君。

審査報告書

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年三月十七日

公職選挙法改正に関する特別委員長 福岡日出磨

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における資金及び物価の変動等にかんがみ、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を実情に即するよう改正しようとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行により、参議院議員通常選挙執行について約二十七億三千万円の経費増となる。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年三月三日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区市町村	区	市	町	村
一万五千人以上	満上		六二二〇		四、二五〇
二万人以上	満上		八四五〇		五、六五〇

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区市町村	区	市	町	村
千一人未満	満上	八二、一六〇円	八三、一九〇円		四九、六〇二円
二千一人未満	満上	九八、五九二	九九、八二八		五六、六八八
三千一人未満	満上	一四七、八八八	一四九、七四二		八五、〇三二
一万五千人以上	満上	四〇三、七九七	四〇一、〇四八		二六七、九九五
二万人以上	満上	四五八、九〇五	四五三、五九五		三〇八、八七七
三万人以上	満上	五二六、二四一	五一九、四九九		三五二、五三一
三万人以上	満上	六四五、五八九	六三三、五二一		四三三、五一
一万五千人以上	満上	三二一、七三三	三二〇、一〇七		二二〇、一二九
二万人以上	満上	二四二、五七五	二四一、九七一		一六四、一二三
三万人以上	満上	一九四、九九一	一九五、六一五		一三〇、三〇五
二千人未満	満上	一三六、七四九	一三七、一六五		九三、六二五
千一人未満	満上	一一六、六八七円	一一七、三〇七円		八三、四七九円

第五条第三項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区市町村	区	市	町	村
三万人以上	満上	一八〇、七五二	一八三、〇一八		一〇六、二九〇
二万人以上	満上	二二〇、〇四八	二二一、九三二		一三四、六三四
一万五千人以上	満上	三〇三、九九二	三〇七、八〇三		一七七、一五〇
一万五千人以上	満上	三三八、六四〇	三三三、七六〇		一九一、三三二
二万人以上	満上	三七七、九三六	三八二、六七四		二一九、六六六
三万人以上	満上	四四三、六六四	四四九、二二六		二五五、〇九六

昭和五十八年三月十八日 参議院会議録第七号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十八年三月十八日 参議院會議録第七号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

第五條第四項の表を次のように改める。

開票 区 の 選 挙 人 数	開票 日	区		市		町		村	
		土曜日 は休日 又	日曜日 又	土曜日 は休日 又	日曜日 又	土曜日 は休日 又	日曜日 又	土曜日 は休日 又	日曜日 又
千人未満		二、一七〇円	三、三〇〇円	二、四〇〇円	三、四〇〇円	一、四〇〇円	二、四〇〇円	一、四〇〇円	二、四〇〇円
千人以上 二千人未満		二、九〇〇円	八、七〇〇円	二、九〇〇円	八、八〇〇円	一、六〇〇円	二、五〇〇円	一、六〇〇円	二、五〇〇円
二千人以上 三千人未満		三、五〇〇円	一〇、〇〇〇円	四、〇〇〇円	一〇、一〇〇円	二、五〇〇円	三、五〇〇円	二、五〇〇円	三、五〇〇円
三千人以上 五千人未満		五、一七〇円	一五、〇〇〇円	五、一〇〇円	一六、一〇〇円	三、二〇〇円	四、七〇〇円	三、二〇〇円	四、七〇〇円
五千人以上 一万人未満		六、七六〇円	二〇、〇〇〇円	六、八五〇円	二〇、五〇〇円	三、九〇〇円	五、九〇〇円	三、九〇〇円	五、九〇〇円
一万人以上 一萬五千人未満		八、四三〇円	二六、三〇〇円	九、五九〇円	二七、五〇〇円	五、三〇〇円	七、三〇〇円	五、三〇〇円	七、三〇〇円
一萬五千人以上 二万人未満		九、六六〇円	二九、〇〇〇円	九、八八〇円	二九、六〇〇円	五、六〇〇円	七、六〇〇円	五、六〇〇円	七、六〇〇円
二万人以上 三万人未満		一一、一八〇円	三三、五〇〇円	一一、五五〇円	三三、七〇〇円	六、四〇〇円	八、四〇〇円	六、四〇〇円	八、四〇〇円
三万人以上		一三、〇五〇円	三九、五〇〇円	一三、二八〇円	三九、六〇〇円	七、五〇〇円	九、五〇〇円	七、五〇〇円	九、五〇〇円

第五條第六項中「三千二百四十円」を「三千二百四十円」に改める。

第六條第一項の表を「五二八、三一一」を「六〇五、〇〇九」に、「五二六、〇四五」を「六〇一、三七五」に、「二、四九五、六二七」を「二、六六〇、二六〇」に、「一、四九一、三七二」を「一、六五二、三四八」に改め、同條第二項の表を「二六、七五六」を「二六五、二四四」に、「二二七、四四〇」を「二六三、五四〇」に、「五四五、三三二」を「六三七、六二五」に、「五四六、九九七」を「六三三、八一三」に改める。

第七條第一項の表を次のように改める。

選挙 都道府 県の世帯数	衆議院議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙 都及び大都市のある 道府県	その他の県	参議院比例代表選出 議員選挙
一 二十万未満	円 一	円 三三、八一	円 一九、〇〇
二 二十万以上 三十万未満		円 三三、〇九	円 一八、八三

三 三十万未満	一 一	三〇〇三	一八三四
四 四十万未満	一 一	三〇二八	一八〇七
五 五十万未満	一 一	二九三七	一七五五
六 六十万未満	一 一	二七九二	一七二八
七 七十万未満	一 一	二五八八	一七二六

第八條を次のように改める。

(候補者氏名等掲示費)

第八條 衆議院議員及び参議院選挙区選出議員の選挙の候補者氏名等掲示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げるとおりとする。

候補者 数	金 額
十 四人未満	三〇円
十 四人以上 二十 七人未満	四四
二十 七人以上	六四

2 参議院比例代表選出議員の選挙の候補者氏名等掲示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げるとおりとする。

候補者 数	金 額
百 人未満	九〇円
百 人以上 二百 五十人未満	一三二
二百 五十人以上 五百 十人未満	一六六
五百 十人以上 二百 五十人未満	二〇〇

昭和五十八年三月十八日 参議院會議録第七号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

三百五十人以上	三百五十人以上未滿上	三百五十人以上未滿上
三〇二	二六八	二三四

第八条の二の表中「八、五〇〇」を「九、五〇〇」に、「七、五〇〇」を「八、五〇〇」に、「六、五〇〇」を「七、五〇〇」に、「九、〇〇〇」を「一〇、〇〇〇」に、「八、〇〇〇」を「九、〇〇〇」に、「七、〇〇〇」を「八、〇〇〇」に、「一〇、〇〇〇」を「一一、〇〇〇」に改める。

第九條第一項の表中「三、七三〇」を「三、八八〇」に、「三、一四〇」を「三、四七〇」に、「三、〇三〇」を「三、三三〇」に、「一、一五六八」を「一、三、〇四〇」に、「一、〇、九五七」を「一、二、七四四」に、「九、七六三」を「一、一、二六五」に改め、同条第二項中「七千七百四十円」を「九千六百十二円」に、「七千七百十九円」を「九千七百七十六円」に、「六千六百三十五円」を「七千八百十七円」に改める。

第十條第一項の表を次のように改める。

第十条第一項の表を次のように改める。

施設		演説会		区市町村
		開催の日時		
学 校	平日又は土曜日の昼間（土曜日の午後を除く。以下この条において同じ。）	五、六八五	五、二七五	五、一五五
	土曜日の午後又は日曜日若しくは休日の昼間	二九、八四九	二九、七四三	二五、九九九
学校以外の施設	夜 間	三〇、〇二六	二九、九二〇	二六、一七六
	平日又は土曜日の昼間	九、三八五	八、九七五	八、八五五
学校以外の施設	土曜日の午後又は日曜日若しくは休日の昼間	三三、五四九	三三、四四三	二九、六九九
	夜 間	三三、七二六	三三、六二〇	二九、八七六

第十條第二項中「二万六千四百十円」を「二万四千六百六十四円」に、「二万五千八百八十四円」を「二万四千四百六十八円」に、「一万七千六百九十二円」を「二万八千四百十四円」に改める。

第十三條第一項中「次の各号の表」を「次の表」に改め、各号を削り、同項に次の一表を加える。

区 分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
選挙人の数が五十万人未満のもの	九、四九七、八八五	九、六九五、五六〇

第十條第二項中「二百六十四圓」を「二百四千六百六十四圓」に、「二万五百八十四圓」を「二万四千四百六十八圓」に、「一万七千六百九十二圓」を「二万八百四十四圓」に改める。

第十三条第一項中「次の各号の表」を「次の表」に改め、各号を削り、同項に次の一表を加える。

[illegible]

昭和五十八年三月十八日 参議院会議録第七号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

一一八

[illegible]

昭和五十八年三月十八日 参議院会議録第七号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

町		村		選挙人の数が十五万人以上のもの	
選挙人の数が千人未満のもの	一六、七一一	一六、七一一	二、三六〇、〇八九	選挙人の数が百二十万人以上二百五十万人未満のもの	五七九、八一〇
選挙人の数が千人以上三千人未満のもの	一一六、七一一	一一六、七一一	一一二、九七〇	選挙人の数が百二十万人以上二百五十万人未満のもの	五七九、八一〇
選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	一九六、九六〇	一九六、九六〇	二〇九、四六六	選挙人の数が百二十万人以上二百五十万人未満のもの	五七九、八一〇
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	三三九、三一一	三三九、三一一	三五八、〇七二	選挙人の数が百二十万人以上二百五十万人未満のもの	五七九、八一〇
選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	五三〇、八五四	五三〇、八五四	五六二、一一九	選挙人の数が百二十万人以上二百五十万人未満のもの	五七九、八一〇
選挙人の数が二万人以上のもの	六四七、五七一	六四七、五七一	六八五、〇八九	選挙人の数が百二十万人以上二百五十万人未満のもの	五七九、八一〇
	七六四、二八八	七六四、二八八	八〇八、〇五九	選挙人の数が百二十万人以上二百五十万人未満のもの	五七九、八一〇

都道府県の支庁又は地方事務所	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの		選挙人の数が三百万人以上のもの	認定出先機関	大都市	区	市					町村						
	都及び大都市のある道府県	その他の県					選挙人の数が三万人未満のもの	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上のもの	選挙人の数が千人未満のもの	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの		
	五八三、二七五	五七九、八一〇	九五四、四五〇	九四八、七八〇	二二〇、八四〇	一〇五、四二〇	五三一、六三〇	一三五、三三四	二九、三六一	四八、九三五	八八、〇八三	二二七、二三一	一三七、〇一八				一六、六七四	二五、〇一一

昭和五十八年三月十八日 参議院會議録第七号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの
二五、〇一一

二五、〇一一

第十三条の二第二項中「四百二十六円」を「五百四十六円」に改める。

第十四条第一項第一号から第三号までの規定中「五千六百円」を「六千三百円」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「四千五百円」を「五千五百円」に改める。

第十五条第一項中「千九百円」を「千五百五十円」に、「六十円」を「百二十円」に改める。

第十七条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経費の額を算出する場合における第六条第一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項の表中「一、六六〇、二〇六」とあるのは「九〇九、九三〇」と、「一、六五二、三四八」とあるのは「九〇五、五六二」と、同条第二項の表中「六三七、六二五」とあるのは「三八七、七四五」と、「六三三、八一三」とあるのは「三八五、四二七」とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、この法律の施行後初めて行われ

る参議院議員の通常選挙の期日の公示の日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される国会議員の選挙（その期日の公示又は告示の日が公示日前である国会議員の選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。）並びにこの法律の施行後その期日を告示される最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用する。

3 この法律の施行後公示日の前日までにその期日を公示され又は告示される国会議員の選挙並びに公示日前にその期日を公示され又は告示される国会議員の選挙に係る再選挙及び補欠選挙（公示日以後にその期日を告示されるものに限る。）について公職選挙法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第八十一号）附則第一条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定を適用する場合における同法第四条第一項から第三項まで及び第六項、第五条第一項から第四項まで及び第六項、第六条第一項及び第二項、第七条第一項、第八条、第八条の二、第九条第一項及び第二項、第十条第一項及び第二項、第十三条第一項から第三項まで、第十三条の二第一項、第十四条第一項、第十五条第一項並びに第十七条第二項及び第三項の規定に定める国会議員の選挙の執行経費の基準については、これらの規定にか

かわらず、当該国会議員の選挙の執行経費の基準について定める新法第四条第一項から第三項まで及び第六項、第五条第一項から第四項まで及び第六項、第六条第一項及び第二項、第七条第一項、第八条、第八条の二、第九条第一項及び第二項、第十条第一項及び第二項、第十三条第一項から第三項まで、第十三条の二第一項、第十四条第一項、第十五条第一項並びに第十七条第二項の規定の例による。この場合において、新法第六条第一項の表及び第二項の表中「参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会」とあるのは「参議院地方選出議員選挙会及び参議院全国選出議員選挙分会」と、新法第七条第一項の表中「参議院選挙区選出議員」とあるのは「参議院地方選出議員」と、新法第七條第一項の表中「参議院選挙区選出議員」とあるのは「参議院地方選出議員」と、新法第八條第一項中「参議院全国選出議員」とあるのは「参議院地方選出議員」と、同条第二項中「参議院地方選出議員」とあるのは「参議院全国選出議員」と、同項の表中「九〇」とあるのは「四〇〇」と、「一三二」とあるのは「四四二」と、「一六六」とあるのは「四七六」と、「二〇〇」とあるのは「五一〇」と、「二三四」とあるのは「五四四」と、「二六八」とあるのは「五七八」と、「三〇二」とあるのは「六二二」と、新法第八條の二及び第十條中「参議院選挙区選出議員」とあるのは「参議院地方選出議員」と、新法第十四條第一項中「参議院比例代表選出議員選挙」とあるのは「参議院全国選出議員選挙」と、新法第十五條第一項及び第十七條第二項中「参議院選挙区選出議員」とあ

るのは「参議院地方選出議員」と、「参議院比例代表選出議員」とあるのは「参議院全国選出議員」とする。

4 この法律の施行前にその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

〔福岡日出磨君登壇、拍手〕

○福岡日出磨君 ただいま議題となりました法律案は、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行基準額を最近における資金及び物価の変動等の状況に応じ実情に即するよう改めることを主な内容とするものであります。

委員会におきまして採決いたしましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（秋山長造君） これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（秋山長造君） 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十四分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 徳永 正利君
副議長 秋山 長造君

中野 鉄造君 和泉 照雄君
大川 清幸君 渡部 通子君
桑名 義治君 高木健太郎君
小西 博行君 中野 明君
峯山 昭範君 伊藤 郁男君
増岡 康治君 堀出 啓典君
太田 淳夫君 原田 立君
宮崎 正義君 柳澤 鍊造君
堀江 正夫君 藤原 房雄君
矢追 秀彦君 藤井 恒男君
坂元 親男君 三木 忠雄君
鈴木 一弘君 渋谷 邦彦君
柏原 ヤス君 柄谷 道一君
木島 則夫君 原文兵衛君
二宮 文造君 多田 省吾君
小平 芳平君 中尾 辰義君
田淵 哲也君 三治 重信君
新谷寅三郎君 安井 謙君
山田 勇君 中山 千夏君
前島英三郎君 美濃部亮吉君
山田耕三郎君 秦 豊君
青島 幸男君 田代由紀男君
谷川 寛三君 仲川 幸男君
名尾 良孝君 藤井 裕久君
林 寛子君 野呂田芳成君
成相 善十君 井上 裕君
大木 浩君 安孫子藤吉君
井上 吉夫君 大鷹 淑子君

岡田 広君 亀井 久興君
上條 勝久君 志村 愛子君
河本嘉久蔵君 金井 元彦君
片山 正英君 中村 太郎君
中西 一郎君 斎藤 十朗君
八木 一郎君 田中 正巳君
白井 莊一君 加藤 武徳君
上田 稔君 藤田 正明君
遠藤 政夫君 岩上 二郎君
前田 勲男君 沖 外夫君
大城 眞順君 宮澤 弘君
杉山 令肇君 森山 眞弓君
田沢 智治君 関口 恵造君
井上 孝君 板垣 正君
大河原太一郎君 高平 公友君
江島 淳君 竹内 潔君
高橋 圭三君 下条進一郎君
熊谷 弘君 大島 友治君
伊江 朝雄君 斎藤栄三郎君
坂野 重信君 山東 昭子君
戸塚 進也君 夏目 忠雄君
鳩山威一郎君 中山 太郎君
遠藤 要君 古賀雷四郎君
嶋崎 均君 初村瀧一郎君
稲嶺 一郎君 小林 国司君
町村 金五君 熊谷太三郎君
楠 正俊君 山内 一郎君
小澤 太郎君 木村 陸男君
岩動 道行君 松尾 官平君
岩本 政光君 江田 五月君
野末 陳平君 村上 正邦君
松浦 功君 福田 宏一君

田 英夫君 宇都宮徳馬君
岡部 三郎君 堀原 清君
川原新次郎君 高木 正明君
内藤 健君 衛藤征士郎君
長谷川 信君 大坪健一郎君
大木 正吾君 福岡日出麿君
宮田 輝君 佐々木 満君
堀内 俊夫君 後藤 正夫君
片山 甚市君 山崎 竜男君
増田 盛君 内藤誉三郎君
長田 裕二君 山崎 昇君
野田 哲君 安田 隆明君
堀木 又三君 検垣徳太郎君
秦野 章君 土屋 義彦君
小谷 守君 上野 雄文君
鈴木 和美君 下田 京子君
大森 昭君 松前 達郎君
磯山 篤君 近藤 忠孝君
勝又 武一君 安恒 良一君
吉田 正雄君 安武 洋子君
佐藤 昭夫君 広田 幸一君
矢田部 理君 志苦 裕君
福岡 知之君 粕谷 照美君
香脱タケ子君 山中 郁子君
寺田 熊雄君 片岡 勝治君
宮之原貞光君 和田 静夫君
松本 英一君 竹田 四郎君
立木 洋君 神谷信之助君
小山 一平君 村田 秀三君
田中寿美子君 齋ヶ久保重光君
市川 正一君 瀬谷 英行君
青木 新次君 赤桐 操君

國務大臣

小柳 勇君 阿具根 登君
八百板 正君 上田耕一郎君
宮本 顯治君

政府委員

内閣総理大臣 中曾根康弘君
大蔵大臣 竹下 登君
通商産業大臣 山中 貞則君
運輸大臣 長谷川 峻君
自治大臣 山本 幸雄君
国務大臣 堀崎 潤君
官(経済企画庁長)

大蔵大臣官房審

大蔵大臣官房審 水野 勝君
議官 大蔵省主計局次 窪田 弘君
長

議長の報告事項

去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

世耕 政隆君 林 遼君

秦野 章君 林 寛子君

法務委員

辞任 補欠

宮本 顯治君 近藤 忠孝君

大蔵委員

辞任 補欠

梶原 清君 衛藤征士郎君

関口 恵造君 岩動 道行君

近藤 忠孝君 宮本 顯治君

文教委員

辞任

補欠

高平 公友君

仲川 幸男君

林 寛子君

泰野 章君

林 直君

世耕 政隆君

社会労働委員

辞任

補欠

岩動 道行君

関口 恵造君

運輸委員

辞任

補欠

衛藤征士郎君

梶原 清君

仲川 幸男君

高平 公友君

予算委員

辞任

補欠

中西 一郎君

嶋崎 均君

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第二三三号)

地方行政委員会に付託

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

建設委員会に付託

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

記

中央選挙管理委員会

近藤 英明君

堀家 嘉郎君

伊達 秋雄君

鬼木 勝利君

中沢伊登子君

同 予備委員

吉岡 恵一君

萩原 博司君

遠藤 隆次君

松尾 信人君

岡本 丈君

同日衆議院議長から、国会は中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記のとおり指名したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

記

中央選挙管理委員会

近藤 英明君

堀家 嘉郎君

伊達 秋雄君

鬼木 勝利君

中沢伊登子君

同 予備委員

吉岡 恵一君

萩原 博司君

遠藤 隆次君

松尾 信人君

岡本 丈君

去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

近藤 忠孝君

宮本 顕治君

大蔵委員

辞任

補欠

宮本 顕治君

近藤 忠孝君

去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

蔵内 修治君

村上 正邦君

源田 実君

田沢 智治君

対馬 孝且君

和田 静夫君

田沢 哲也君

井上 計君

決算委員

辞任

補欠

和田 静夫君

対馬 孝且君

議院運営委員

辞任

補欠

田沢 智治君

源田 実君

村上 正邦君

蔵内 修治君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第一一四号) 大蔵委員会に付託

金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案(閣法第一四号) 商工委員会に付託

昭和五十八年度一般会計予算(閣予第一号)

昭和五十八年度特別会計予算(閣予第二号)

昭和五十八年度政府関係機関予算(閣予第三号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を大蔵委員会に付託した。

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第一一四号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員案豊君提出三海峡及び日本周辺水域の警戒監視システムに関する質問に対する答弁書

参議院議員案豊君提出対馬海峡西水道問題に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員上田耕一郎君提出「太平洋地域陸軍管理セミナー」および「太平洋地域後方セミナー」に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、三月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から、臨時行政調査会設置法第二條の規定に基づく「行政改革に関する第四次答申」行政改革推進体制の在り方」の報告を受領

した。

去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

木村 睦男君 原 文兵衛君

田沢 智治君 梶原 清君

植木 光教君 大坪健一郎君

中野 鉄造君 黒柳 明君

近藤 忠孝君 沓脱タケ子君

井上 計君 田淵 哲也君

決算委員

辞任

補欠

黒柳 明君 中野 鉄造君

議院運営委員

辞任

補欠

梶原 清君 田沢 智治君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

予算委員会

理事 嶋崎 均君 (中西一郎君の補欠)

理事 伊藤 郁男君 (伊藤郁男君の補欠)

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

昭和五十八年度一般会計予算

昭和五十八年度特別会計予算

昭和五十八年度政府関係機関予算

一、公聴会の問題

昭和五十八年度総予算について

一、開会の日

昭和五十八年三月二十二日

右のとおり議決した。よつて参議院規則第六十二条により承認を求めます。

昭和五十八年三月九日

予算委員長 土屋 義彦

参議院議長 徳永 正利殿

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

岩崎 純三君 宮澤 弘君

原 文兵衛君 木村 睦男君

黒柳 明君 中野 鉄造君

田淵 哲也君 井上 計君

決算委員

辞任

補欠

中野 鉄造君 黒柳 明君

議院運営委員

辞任

補欠

宮澤 弘君 岩崎 純三君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

した。

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律

案(長田武士君外二名提出)(衆第二号)

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による昭和五十七年度第二・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

去る十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

宮澤 弘君 岩崎 純三君

立木 洋君 市川 正一君

井上 計君 田淵 哲也君

議院運営委員

辞任

補欠

岩崎 純三君 宮澤 弘君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

国家行政組織法の一部を改正する法律案(閣法第三九号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案(閣法第四一号)

建設委員会に付託

技術士法案(閣法第四〇号)

科学技術振興対策特別委員会に付託

去る十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

岩崎 純三君

田沢 智治君

堀出 啓典君

市川 正一君

沓脱タケ子君

立木 洋君

議院運営委員

辞任

補欠

田沢 智治君

岩崎 純三君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

予算委員会

理事 立木 洋君 (立木洋君の補欠)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

肥料取締法の一部を改正する法律案(閣法第四二号)

酪農振興法の一部を改正する法律案(閣法第四三号)

去る十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

亀長 友義君

岩崎 純三君

藤井 孝男君

宮澤 弘君

昭和五十八年三月十八日 参議院會議録第七号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

一二四

坂元 親男君 大城 眞順君
三木 忠雄君 塩出 啓典君
小笠原貞子君 山中 郁子君
議院運営委員

補欠

岩崎 純三君 亀長 友義君
宮澤 弘君 藤井 孝男君
大城 眞順君 坂元 親男君
山中 郁子君 小笠原貞子君

去る十五日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

補欠

井上 吉夫君 坂元 親男君
宮澤 弘君 仲川 幸男君
塩出 啓典君 三木 忠雄君
山中 郁子君 佐藤 昭夫君

決算委員

補欠

仲川 幸男君 宮澤 弘君
議院運営委員

補欠

坂元 親男君 井上 吉夫君
小笠原貞子君 山中 郁子君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する特別委員

補欠

近藤 忠孝君 佐藤 昭夫君
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された
次の議案を社会労働委員会に付託した。
特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用
の安定に関する特別措置法案(閣法第二四号)
同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員上田耕一郎君提出「太平洋地域陸軍
管理セミナー」および「太平洋地域後方セミ
ナー」に関する質問に対する答弁書
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動
があつたのでその政府委員としての資格を失つた
旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
臨時行政調査会事務局長 佐々木晴夫君 行政官 昭夫君
臨時行政調査会事務局長 山本 貞雄君 行政官 昭夫君
臨時行政調査会事務局長 山本 貞雄君 行政官 昭夫君

記

臨時行政調査会事務局長 山本 貞雄君 行政官 昭夫君

臨時行政調査会事務局長 山本 貞雄君 行政官 昭夫君

臨時行政調査会事務局長 山本 貞雄君 行政官 昭夫君

臨時行政調査会事務局長 山本 貞雄君 行政官 昭夫君

臨時行政調査会事務局長 山本 貞雄君 行政官 昭夫君

臨時行政調査会事務局長 山本 貞雄君 行政官 昭夫君

臨時行政調査会事務局長 山本 貞雄君 行政官 昭夫君

臨時行政調査会事務局長 山本 貞雄君 行政官 昭夫君

臨時行政調査会事務局長 山本 貞雄君 行政官 昭夫君

臨時行政調査会事務局長 山本 貞雄君 行政官 昭夫君

臨時行政調査会事務局長 山本 貞雄君 行政官 昭夫君

臨時行政調査会事務局長 山本 貞雄君 行政官 昭夫君

臨時行政調査会事務局長 山本 貞雄君 行政官 昭夫君

決算委員

補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

補欠

井上 吉夫君 岩崎 道行君
神谷信之助君 佐藤 昭夫君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する特別委員

補欠

昨日十七日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

補欠

大城 眞順君 岩崎 道行君
梶原 清君 源田 実君
三木 忠雄君 塩出 啓典君
神谷信之助君 佐藤 昭夫君

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

藤井 孝男君 宮澤 弘君
佐藤 昭夫君 神谷信之助君

同日委員長から次の報告書が提出された。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法
律の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)審査
報告書

三海峽及び日本周辺水域の警戒監視システム
に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

昭和五十八年二月二十一日 奏 豊

参議院議長 徳永 正利殿

三海峽及び日本周辺水域の警戒監視システ
ムに関する質問主意書

米国側は、日本周辺においてソ連の航空機、水
上艦艇、潜水艦部隊等を監視し、有事の警報をタ
イムリーに提供する日米両国の能力は、現状では
極めて不十分なものとして認識している模様である。
従つて、ソ連太平洋艦隊や極東空軍に対する日米
合同の警戒監視システムの強化は、今後の大きな
課題として早急に浮上して来るものと考えられ
る。

よつて次の諸点について質問する。

よつて次の諸点について質問する。

よつて次の諸点について質問する。

よつて次の諸点について質問する。

よつて次の諸点について質問する。

よつて次の諸点について質問する。

よつて次の諸点について質問する。

よつて次の諸点について質問する。

よつて次の諸点について質問する。

よつて次の諸点について質問する。

よつて次の諸点について質問する。

よつて次の諸点について質問する。

一 宗谷、津軽及び対馬の三海峡並びに日本周辺水域の固定式対潜音波探知網の能力は、現状において満足すべきものと考えているのか。それとも可及的速やかに増強、改善を要するものと考えているのか。

二 シーレーン防衛に関連した対潜水艦対策の一つとして、南東航路に対しては小笠原諸島などの水域、また、南西航路に対しては南西諸島水域の音波探知網についても何らかの考慮が必要ではないのか。

三 一と二に関して来年度以降の予算措置について検討する意向は持っていないのか。

四 空中、海上、海中、更には衛星による監視機能は、一つの総合的システムとしてとらえるべきであろうが、米側がこれらの日米共同警戒監視システムの強化又はこれらへの協力（経費分担を含め）を基本的に求めて来た場合は、政府としてどのように対応するのか。

五 わが国独自の偵察衛星の保有についての私の質問に対し、政府は、昭和五十七年七月十三日付内閣答弁書（内閣参賀九六第二二三号）において「これに関心を有しているところである。各国の利用の動向等については、今後とも注意深く見守つていきたい」と答えているが、米側が特に日本海や北西太平洋海域を対象とした海洋偵察衛星を打ち上げた場合、日本側がそれを日米共同の監視システムの一環として利用すること

とはあり得るのか。

六 日米共同で偵察衛星を打ち上げることは、どのような制約と障害があるのか。

七 日本周辺におけるこのような共同警戒監視システムは、より広範なエリアを対象とする米国のSOSUS対潜水艦監視システムの一環として、その補完的役割りを果たすことになるが、米国の世界戦略と日本の防衛構想を同心円とする中曾根総理大臣の立場からすれば、ごく当然の役割分担ないし協力ではないのか。

昭和五十八年三月八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員秦豊君提出三海峡及び日本周辺水域の警戒監視システムに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出三海峡及び日本周辺

水域の警戒監視システムに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

潜水艦探知手段の一つである水中固定機器の能力は、現在、必ずしも十分なものとは考えていないが、当該機器の位置及びその能力の細部に係る問題については、事柄の性質上、答弁す

ることを差し控えたい。

なお、将来の予算措置については、今後、各年度の予算編成に当たつて検討することとしたい。

四及び七について

各種警戒監視機能の分野において、将来、米

国がどのような期待を表明するかは不明である

ので、我が国の対応についてあらかじめ申し上げることは困難である。

五及び六について

偵察衛星については、我が国としても関心を有し、各国の利用の動向等について注意深く見守つてい

るところであるが、現在、米側が打ち上げた衛星の共同利用又は日米共同による偵察衛星の打ち上げといった構想ないし計画はない。

対馬海峡西水道問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十八年二月二十二日

秦 豊

参議院議長 徳永 正利殿

対馬海峡西水道問題に関する質問主意書

日本周辺における海峡封鎖作戦を考える場合、特に微妙な問題を含んでいるのは、対馬海峡の西側部分（韓国側は大韓海峡と呼んでいる。）であるが、これに関していくつかの疑問点をただしておきたい。

一 防衛庁の夏目防衛局長は、去る一月二十四日の記者会見で「対馬海峡西水道は韓国の領海直前まで封鎖作戦を行える。」と述べているが、韓国側の領海部分における封鎖作戦が空白のまま、対馬海峡封鎖の効果期待出来るのか。

二 韓国側の領海については、対馬海峡の封鎖作戦上何の措置も必要ないと考えるのか。

三 対馬海峡の封鎖を行うには、韓国側の協力は不可欠ではないのか。

四 対馬海峡の封鎖を行う場合、米側を通じて韓国側と交渉又は調整を行うのか。それとも日韓両国政府間で直接協議をするのか。

五 平時における協議を通じて、日韓又は日米韓の間に、対馬海峡封鎖に関する協定ないし覚書に類するものが必要ではないのか。他国の領海に関する問題であるから単に口頭了解等では十分ではないのか。

六 政府は、対馬海峡封鎖問題について平時における協議等は不必要であり、有事の場合の米軍を通ずる緊急調整によつて了解は可能であると考

昭和五十八年三月十八日 参議院會議録第七号 質問主意書及び答弁書

七 いづれにせよ、仮りに韓国側が何らかの了解を与え、対馬海峡西水道の封鎖について協力の措置をとるならば、それは一種の共同防衛行為であり集団的自衛権の行使につながるものではないのか。

八 昭和五十八年二月十九日の報道によれば、韓国の李範錫外相は、去る二月十八日の韓国国会外務委員会で「日本は、対馬西水道を有事に封鎖するというが、そうなれば韓国の安全とも直結する重大な事態となる。この封鎖概念は今のところはつきりしていないが、この概念は日本とも協議してつかんでゆきたい。」と述べている。政府としては韓国側からの申出まで待つのか。それとも遅くない時期に日本側から協議を申し入れる考えはないのか。

昭和五十八年三月八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員秦豊君提出対馬海峡西水道問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出対馬海峡西水道問題に関する質問に対する答弁書

一及び二について

我が国に対する武力攻撃が行われた場合に、海峡防備のための作戦を実施することが我が国自衛のため必要不可欠と判断されるような場合であつても、我が国は、かかる作戦を第三国の領海内において行うようなことは考えていない。

なお、我が国が仮に海峡防備のための作戦を行う場合には、その作戦は、我が国を攻撃している国に属する艦船の自由な通航を制約し、広域警戒、船団護衛等の諸作戦との累積効果によつて、我が国の防衛に寄与することを目的とするものであり、したがつて、海峡の相当部分の海域において相手方の行動を制約することができれば、右の累積効果の重要な一部をなすものとして、十分意味があるものと考えている。

三から八までについて

我が国に対して武力攻撃が発生した場合の海峡防備の在り方については、事態の様相により千差万別であつて一概には言えず、抽象的かつ仮定の問題についてあらかじめ我が国の対処振

りを特定することは適當ではないが、いずれにせよ、我が国は、沿岸国であり、かつ、友好国である韓国の意向を配慮することなく、対馬西水道の通航阻止を行うことは考えていない。

また、我が国として仮に通航阻止を行うようなことがあるとしても、我が国は憲法上集団的自衛権の行使を禁止されており、我が国による実力の行使が、我が国の個別的自衛権の行使として認められる限度内に限られることはいうまでもない。

「太平洋地域陸軍管理セミナー」および「太平洋地域後方セミナー」に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十八年二月二十六日

上田耕一郎

参議院議長 徳永 正利殿

「太平洋地域陸軍管理セミナー」および「太平洋地域後方セミナー」に関する質問主意書

集団的自衛権ならびに憲法にもかかわる「太平

一二六

洋地域陸軍管理セミナー」および「太平洋地域後方セミナー」への自衛隊幹部参加について重大な疑義があるので、以下疑問点をただしておきたい。
一 「太平洋地域陸軍管理セミナー」とは何か。これは「太平洋地域後方セミナー」と同じものなのか。異なるものなのか。
それぞれの目的および内容、参加国名を明らかにされたい。

二 これらの「セミナー」はいつからはじまつたのか。さらにその具体的内容等について説明されたい。

三 二月二十五日付「毎日新聞」報道によると、太平洋地域陸軍管理セミナーでは「治安出動」「作戦計画」「訓練管理」「兵たん・弾薬類の備蓄」などのテーマが取り上げられたと報道されているが事実か。テーマおよび具体的内容を明らかにされたい。

また、「太平洋地域後方セミナー」ではどのようなテーマ、内容であつたのか明らかにされたい。

四 それぞれの「セミナー」に自衛隊幹部はいくつか何名参加したのか、その内容について具体的に説明されたい。

また、「セミナー」参加者の出席決裁は、いつ、誰が行ったのか。防衛庁長官は知っていたのかどうか。何故これまで公表しなかったのか。

五 二月二十五日付「毎日新聞」報道によると、「太平洋地域陸軍管理セミナー」出席者の「海外出張届」には出張理由として「米国陸軍研修のため」とだけしか記されていない、ということだ。が事実か。

六 昭和五十六年三月の衆議院予算委員会提出資料では、一等海佐が「太平洋地域後方セミナー」出席のため訪韓しているが、この出張命令はどのような内容になっているのか。

七 昭和五十六年十一月十九日、衆議院野間友一議員への防衛庁提出資料によると、昭和五十五年および五十六年度には「太平洋地域後方セミナー」以外に自衛隊幹部が安全保障に関する地域会議に参加していない、となっているが、昭和五十五年度には「太平洋地域陸軍管理セミナー」に参加しているのではないか。何故「参加していない」という回答をしたのか。

八 「セミナー」にオブザーバーとして参加しているのは、正式メンバーになれば予算化が必要であるから、と防衛庁長官は記者会見で述べてい

るが、正式メンバーはどのような権利を持ち、義務を負うのか。その費用は年額いくらで、何に使用するのか。

九 在日米軍筋の説明では、「セミナー」は「対ソ戦略の効果的な発動に備えて、太平洋関係諸国の陸軍の訓練、演習や弾薬などの備蓄面での規格化を進めておく必要がある。そのような面での研究、情報交換の場」ということであるが、これは集団的自衛権を前提にした集団安保体制の土壌作りであることは明白である。このような「セミナー」に自衛隊が参加することは、憲法に違反するものであり、参加をやめるべきであると思うがどうか。

右質問する。

昭和五十八年三月十五日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員上田耕一郎君提出「太平洋地域陸軍管理セミナー」および「太平洋地域後方セミナー」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上田耕一郎君提出「太平洋地域陸軍管理セミナー」および「太平洋地域後方セミナー」に関する質問に対する答弁書

一について

太平洋地域陸軍管理セミナー(以下「管理セミナー」という。)は、参加各国の陸軍の管理の円滑な実施に資するため、その管理技法等について、出席者がそれぞれの研究成果の発表等を行う研修の場である。一方、太平洋地域後方セミナー(以下「後方セミナー」という。)は、参加各国の後方補給業務の円滑な実施に資するため、同業務に関し、出席者がそれぞれの研究成果の発表等を行う研修の場である。

また、管理セミナー及び後方セミナーの参加国は、別表のとおりである。

二について

管理セミナーは、昭和五十三年から、後方セミナーは、昭和四十六年から行われていると承知している。

なお、その期間及び開催地は、別表のとおりである。

三について

管理セミナーでは、これまで、「教育訓練管

理」、「資源管理」、「作戦計画及び管理」及び「治安維持及び管理」をテーマとして、研究成果の発表等がなされている。

また、後方セミナーでは、後方補給業務に関する事項について、研究成果の発表等がなされている。

四について

管理セミナー及び後方セミナーへの自衛隊員の出席者数は、別表のとおりである。

また、これらセミナーに自衛隊員が出席する場合、その都度、関係の人事発令を行う者が決裁しているが、このことについて、防衛庁長官に特に報告する必要がある事項ではないので報告しなかつたものであり、また、公表する必要のある事項でもないので公表しなかつたものである。

五について

人事発令は、「米国陸軍研修のため」となっている。

六について

人事発令は、「太平洋地域後方セミナー」出席のため、昭和五十五年四月二十七日から同年五月四日までの間、大韓民国に出張を命ずる」と

なっている。

七について

管理セミナー及び後方セミナーは、一についてにおいて述べたとおりの趣旨のものであつて、安全保障に関する地域会議には当たらないので、昭和五十六年十一月十九日衆議院議員野間友一君に提出した資料において、このような会議には参加してはいないと答えたものである。

八について

管理セミナー及び後方セミナーは、一についてにおいて述べたとおり、参加国に対し、何らかの権利又は義務が生じる性格のものではない。

また、正式参加のための特別の費用を負担することはないと承知している。

九について

管理セミナー及び後方セミナーは、一についてにおいて述べたとおり、陸軍の管理又は後方補給業務の円滑な実施に資する一般的研修の場であつて、集団的自衛権の行使を前提としたものではないことは明らかであり、この種セミナーに出席することについて、問題はないと考えている。

別表

管理セミナー及び後方セミナーの開催等状況

1 管理セミナー

	期 間	開 催 地	出席者数	参 加 国 ()内は、オブザーバーである。
第1回	53. 9. 18 ～53. 9. 21	ホノルル (アメリカ合衆国)	2人	インドネシア共和国、大韓民国、マレーシア、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、台湾、アメリカ合衆国 (日本)
第2回	54. 4. 16 ～54. 4. 20	〃	2人	インドネシア共和国、大韓民国、マレーシア、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、トンガ王国、バプア・ニューギニア、フィジー、アメリカ合衆国 (オーストラリア、日本、パキスタン回教共和国)
第3回	55. 1. 14 ～55. 1. 18	〃	1人	インドネシア共和国、大韓民国、マレーシア、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、トンガ王国、バプア・ニューギニア、フィジー、アメリカ合衆国、スリ・ランカ民主社会主義共和国、ニュー・ジーランド、バングラデシュ人民共和国 (日本、フランス共和国)
第4回	55. 11. 3 ～55. 11. 7	〃	2人	インドネシア共和国、大韓民国、マレーシア、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、トンガ王国、バプア・ニューギニア、オーストラリア、ニュー・ジーランド、バングラデシュ人民共和国、アメリカ合衆国 (日本)
第5回	出 席 せ ず			
第6回	57. 8. 2 ～57. 8. 6	ホノルル (アメリカ合衆国)	2人	インドネシア共和国、大韓民国、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、トンガ王国、バプア・ニューギニア、オーストラリア、ニュー・ジーランド、バングラデシュ人民共和国、フィジー、スリ・ランカ民主社会主義共和国、アメリカ合衆国、ブルネイ (パキスタン回教共和国、フランス共和国、日本、ホンコン)

2 後方セミナー

	期 間	開 催 地	出席者数	参 加 国 ()内は、オブザーバーである。
第1回 第8回	出 席 せ ず			
第9回	55. 4. 28 ～55. 5. 3	ソウル (大韓民国)	2人	オーストラリア、インドネシア共和国、大韓民国、マレーシア、ニュー・ジーランド、フィリピン共和国、シンガポール共和国、スリ・ランカ民主社会主義共和国、タイ王国、アメリカ合衆国 (カナダ、インド、日本)
第10回	56. 5. 4 ～56. 5. 8	マニラ (フィリピン共和国)	3人	オーストラリア、大韓民国、マレーシア、ニュー・ジーランド、フィリピン共和国、シンガポール共和国、スリ・ランカ民主社会主義共和国、タイ王国、アメリカ合衆国、バングラデシュ人民共和国 (インドネシア共和国、日本)
第11回	出 席 せ ず			

第六号中正誤

へい 段行 誤

二一七 吉田恵一君

正

吉岡恵一君

昭和五十八年三月十八日 参議院會議録第七号

一三〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 干 105
電話 東京 五三二(大代)

一定価一部
一〇円部